

別海町議会会議録

第1号(平成25年3月7日)

○議事日程

- | | | |
|--------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 平成25年度行政執行方針及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | | 平成25年度教育行政執行方針 |
| 追加日程第1 | | 環太平洋経済連携協定(TPP)に関する緊急決議 |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 平成24年度別海町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第13号 | 平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第14号 | 平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第15号 | 平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第16号 | 平成24年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第17号 | 平成24年度別海町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第43号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第16 | 選挙第 1号 | 選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第17 | 報告第 3号 | 専決処分の報告について |
| 追加日程第2 | | 平成24年度別海町一般会計補正予算(第8号) |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 平成25年度行政執行方針及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | | 平成25年度教育行政執行方針 |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 平成24年度別海町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |

- 号)
- 日程第 9 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度別海町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 0 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度町立別海病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度別海町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 4 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 1 6 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 1 7 報告第 3 号 専決処分の報告について

○出席議員 (16名)

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	杳 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	1 0 番	山 田 信
1 2 番	松 原 政 勝	1 3 番	戸 田 博 義
1 4 番	戸 田 憲 悦	1 5 番	中 村 忠 士
1 6 番	佐 藤 初 雄	議 長	1 8 番 渡 邊 政 吉

○欠席議員 (1名)

副議長 1 7 番 安 田 輝 男

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	教育委員長	大 塚 保 男
選 管 委 員 長	高 崎 好 藏	農業委員会会長	松 田 寅 義
総 務 部 長	竹 中 仁	福 祉 部 長	佐 藤 次 春
産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜	建 設 水 道 部 長	天 田 豊
教 育 部 長	大 島 登	監 査 委 員 事 務 局 長	上 月 昭 彦
農 委 事 務 局 長	森 本 哲 男	病 院 事 務 長 事 務 課 長	磯 田 俊 夫
会 計 管 理 者	半 田 雅 代	総 務 部 次 長	宮 部 正 好
福 祉 部 次 長	佐 藤 英 敏	福 祉 部 次 長	田 保 圭 乙
産 業 振 興 部 次 長	竹 内 伸 康	建 設 水 道 部 次 長	永 野 寛 昭
教 育 部 次 長	藤 原 繁 光	総 務 課 長	宮 部 正 好
総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人	財 政 課 長	河 嶋 田 鶴 枝
総 務 課 参 事	佐 藤 則 夫	税 務 課 長	宮 越 正 人

◎議長挨拶

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

平成25年第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には年度末を控え、公私ともに何かと御多忙のところ御出席をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、国においては緊急経済対策を柱とする13兆1,000億円を超える2012年度補正予算が成立し、経済対策だけで10兆2,800億円の歳出予算となっています。さらに、切れ目のない財政出動で景気浮揚を目指す2013年度一般会計総額9兆6,000億円の予算が提出されています。できるだけ早期に震災からの復興を成し遂げ、一刻も早くデフレスパイラルから脱却する経済対策として期待したいところであります。

また、地方分権や地域主権改革の推進、少子高齢化の進展や国際的な関税撤廃の動きなどにより、地方を取り巻く情勢が大きく変化している中、新年度においても大変、難しい行財政運営となることが予想されているところであります。

このような中、私どもは議会の権能を十分に発揮するとともに、地方自治体を取り巻く環境の変化に対応できるよう研さんを重ね、職務に邁進しなければなりません。本定例会は、この状況の中で平成25年度当初予算、条例の制定や改廃など町民生活に重大な関連がある案件について、慎重に審議しなければならない重要な議会になります。

したがって、会期も長い日程を予定しておりますが、議員各位の真摯な審議により適正かつ妥当な議決に至りますよう念願するものでございます。

早春とは申しながら、まだ寒さも残っております。各位には十分、御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げます。

ただいまから、平成25年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、17番安田議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

4番今西議員、5番西原議員、6番沓澤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告がごございます。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（戸田博義君） 2月25日及び3月4日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で44件であります。提出されました議案は、平成25年度各会計予算8件、平成24年度各会計補正予算8件、条例の制定7件、条例の廃止2件、条例の一部改正16件、辺地の総合整備計画の変更1件、町道の路線認定1件、専決処分の報告が1件であります。

これら提出案件のうち、議案第2号から議案第9号までの平成25年度各会計予算8件及び議案第18号から議案第24号までの条例の制定7件を除く29件については、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものといたしました。

委員会に付託する平成25年度各会計予算については、全議員で構成する平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会を設置して審査すべきものと決定いたしました。

委員長には松原議員、副委員長には沓澤議員を候補者として選任いたしました。

なお、正副委員長の選任は、議長指名により行いますので御了承願います。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、3月7日から3月15日までの9日間とし、1日目は、最初に町長及び教育長の行政執行方針の説明を行います。その後、町長提出議案のうち先議の申し出がありました議案第10号から議案第17号までの平成24年度各会計補正予算8件及び議案第43号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての内容説明、質疑を行い、討論、採決を行います。

さらに、選挙管理委員及び補充員の選挙及び専決処分の報告を行うことといたしました。

2日目は、町長提出議案の残り34件について、内容説明と質疑を行うことにいたしました。

5日目、11日は一般質問を行います。

なお、3月9日、10日は休日休会で、12日から14日までの3日間は、議案調査及び審査のため休会とし、12日は各常任委員会、13日と14日の2日間は予算審査特別委員会を開催いたします。

また、最終日の15日には、特別委員会に付託した議案の採決、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことといたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村議員、西原議員、木嶋議員、瀧川議員、森本議員の5名であります。質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。

次に、請願、陳情等についてであります。

受理いたしました要請、陳情等は、お手元に配付したとおりであります。提出された要請書等の写しは議員控え室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願

います。

次に、議員、委員会提出案件であります。

現在、予定されている議員提出案件は4件であります。別海町議会委員会条例の一部を改正する条例及び別海町議会会議規則の一部を改正する規則の2件については、戸田博義議員から提出されます。

また、委員会提出案件は、2件が予定されております。平成25年度地方財政対策に関する意見書を佐藤総務文教常任委員長から、安心できる介護制度の実現を求める意見書を松原福祉医療常任委員長から、いずれも最終日に提案されることになっております。

なお、会期及び議事日程の中でも申し上げましたが、本定例会におきましても各常任委員会開催のため休会日を1日設けております。各常任委員会での議案調査や所管事務調査に当たって、討議の時間を確保するようにしたもので、委員会の運営等につきましては委員長を初め議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、反問についてでございますが、反問制度は、議員の質問に対して論点・争点を明確にするものであり、質問、回答事項を吟味することにより、質の高い議論の展開が期待されているものであります。

町長を初め執行機関及び議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告を終わります。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第5 平成25年度行政執行方針及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から平成25年度行政執行方針及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成25年第1回町議会定例会を招集をさせていただきました。年度末ということもありまして、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

本定例会は、本日から3月15日までの会期ということでございますが、平成25年度各会計予算の審議を含め、43の議案を提出をさせていただいております。

特に、昨年末の衆議院選挙における政権交代の流れから、国では平成25年度予算と平成24年度補正予算をつないだ15カ月予算の編成を進めております。

本町でも同様に平成25年度実施予定事業の前倒し補正などを行い、地域の経済対策に結びつく予算執行が可能となるよう予算編成を行ったところでございます。

このほか、いずれの議案も第6次別海町総合計画に定める各種施策の推進、住民福祉の向上に資するための重要な案件でございますので、慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、行政執行方針を申し述べます前に、2点ほど行政報告をさせていただきます。

一つ目は、暴風雪災害についてでございます。

去る3月1日からの暴風雪では、隣の中標津町において5の方が亡くなるという、大変痛ましい事故がありました。亡くなられた方々には衷心よりお悔やみを申し上げます。

町内でも各地域で吹きだまりに車両が立ち往生し救助要請がありました。町の除雪車両の出動や陸上自衛隊別海駐屯地の災害派遣、さらには民間の方も含めた救出活動により大事に至らず安堵いたしております。

このほか、中西別の消防団詰め所や福祉館を避難者へ開放いたしました。今回の暴風雪災害を一つの教訓として、さらなる防災体制の整備が必要であると再認識をいたしたところでございます。

なお、町内における被害状況を現在、取りまとめ中ですが、これまでのところ大きな被害報告はございません。

二つ目は、TPPにかかわる情勢についてでございます。

安倍首相は2月23日に開かれた日米首脳会談において、自民党は聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP交渉参加に反対するという公約を掲げ、そのほかにも五つの判断基準を示し、政権に復帰したことをオバマ大統領に説明しました。

会談後の記者会見で首相は、TPP交渉に参加について、オバマ大統領との会談で聖域なき関税撤廃は交渉参加の前提ではないことが明確になったと述べております。

その後、首相は25日の自民党役員会で日米首脳会談で合意したTPPに関する共同声明を踏まえ交渉に参加するか、しないか、その判断は私に任せてほしいと要請をし、一任されたとの報道であります。

北海道では26日、安倍首相がTPP交渉参加の意向を示したことを受けて、TPP協定対策本部会議が開かれ、道民合意がないままのTPP参加を決して行わないよう求めることを確認しました。

その上で、高橋知事と喜多道議会議長及び道内関係団体が27日、自民党政務調査会や農水省に対し拙速な交渉参加の判断をしないよう、緊急要請を行っております。

また、国の動きであります。自民党の外交・経済連携調査会が27日に党本部で会合を開き、政府がTPP交渉参加の是非を判断するに当たり、党内の議論をしっかりと受けとめるべきだと指摘、その上で、守り抜くべき国益を認知し、仮に交渉参加の判断を行う場合は、それらの国益をどう守っていくのか明確な方針を示すべきだと求め、守るべき国益については1として米、麦、乳製品、砂糖などの農林水産品目、2として国民皆保険制度の維持などを上げたとの報道であります。

首相は2月28日午前の衆議院予算委員会でTPPに参加した場合、国内経済に与える影響について官房長官のもとで政府として統一的な試算をするように作業を進めている、準備ができ次第、公表したいと述べ交渉への参加表明に先立って試算を公表し、国民に理

解を求めていくとしております。

次に、農業団体の動きでございますが、JA組合長ら100人ほどが参加をし、JA北海道中央会が道内選出の与党国議員に対する要請集会を昨日6日に開催いたしました。参議院会館で「TPP交渉参加阻止にかかわる緊急要請集会」を開催し、TPP交渉参加断固反対にかかわる申し入れを行ったところであります。

また十勝では3月10日に4,000人規模の反対集会を農業団体を初め、商業、建設、医療、労働など幅広い団体が参加して行う予定となっております。

本町といたしましては、2月28日、管内の首長が集まった折に話し合いを行い、関係団体と歩調を合わせTPP参加阻止に向けた行動を行うこととしており、具体的には管内各町の議会が終了後、根室管内町村会が主体となって中央要請を行うことを予定しております。

報告については以上でございます。

続きまして、平成25年度行政執行方針を述べさせていただきます。

平成25年度は、私が町民の皆様から2期目の町政運営を託されて2年を経過する折り返しの年となります。私が町長に就任してからの6年間、町民の皆様の声に耳を傾け、協働のまちづくりの理念のもと別海町発展のため将来世代が安心して暮らすことができるあすのために、山積する課題解決に誠実に取り組んでまいりました。

この間、議員並びに町民の皆様には多くの御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、世界的にはリーマンショックや欧州債務危機などの経済不況が相次ぎ、国内でも歴史的な長期円高が続いてまいりました。また、これらに加え私たちの記憶に新しい東日本大震災への対応はいまだ日本経済全体に大きな影響をもたらしています。

町内においても、農漁業にかかわる諸資材の高騰やデフレの影響により個人消費や設備投資が進まなかったことから、経済や雇用を取り巻く環境はますます厳しい状況が続くものと認識しているところでございます。

時代の変化に伴い、さまざまな課題に直面することは容易に想像されますが、多くの先人たちが築き上げてきたふるさとを守り、成長を続けていくためには、その変化を見据えた対応が必要です。素早い情報の収集に努めるとともに、情報共有、住民参加と協働を具体的に進めていく協働のまちづくりのための指針の策定や中小企業振興の基本となる指針の策定などを進め対応を図ってまいります。

また、自立の道への歩みを進めるため、健全な財政運営を図りつつ、さらなる住民福祉の向上と行政サービスの質的向上がなされるよう、職員とともに全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、第6次別海町総合計画の推進についてでございます。

別海町総合計画は、実施計画期間を3年間とし、毎年次のローリングを行っていますが、平成25年度は第5次実施計画に基づいて事業を実施いたします。

第5次実施計画は、平成21年から10年間の計画とされている本総合計画において、基本計画で定める前期5年の節目の実施計画でございます。平成25年度中には前期5年間の中間実績評価を行うとともに、その結果を反映しながら後期5年間の計画見直し作業を行ってまいります。

昨年10月には町立別海病院の建てかえ工事が完了し、新しい病院での診療を開始いたしました。整備された診療環境の中、町民の皆様に御利用いただいているところですが、

平成25年度は特別養護老人ホームの経営移譲と、その後の施設改築に向けた準備作業が最終段階に入ります。

昨年、町内各所で開催いたしましたまちづくり懇談会において町民の皆様から貴重な御意見をいただきましたので、これらの御意見も参考にしながら作業を進めてまいります。

さらに、第6次総合計画では中央公民館や学校、給食センターなど、老朽化した町内基幹施設の整備なども予定されております。

これまでの施策の評価を通して浮き彫りとなる課題を整理し、選択と集中により、よりよい手法を活用しながら活力あるまちづくりを目指して積極的に取り組んでまいります。

次に、主な施策の執行方針について申し上げます。

初めに、農業の振興についてでございます。

平成25年度の酪農・畜産政策においては、加工原料乳限度数量が引き下げとなりますが、生産者補給金が値上げとなりました。円安の進行による配合飼料価格や燃料の高騰で酪農経営が厳しさを増している現状に配慮されたものと安堵いたしております。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPに関しましては先ほど申し上げたところでございますが、私は町内の基幹産業に壊滅的影響を及ぼすTPPへの参加には断固反対の立場であり、今後も政府の対応を注視しながら、必要な対応をしてまいります。

昨年3月、まことに残念ながら家畜ふん尿施設の不適切な管理から、さけ・ますふ化施設に家畜ふん尿が流入したことで、漁業関係者の皆様には多くの御心配と御迷惑をおかけいたしました。日本一の酪農郷として私たちは同じ過ちを繰り返してはなりません。未来の子供たちに誇れる産業として成長する上でも、自然環境との調和を基本に据え、国民の食料を確保し、供給責任を果たす使命を再認識するとともに、農業者はもとより、一次産業にかかわる関係者及び関係団体との連携による環境行政を進めてまいります。

また、担い手の確保については最重要課題の一つであり、酪農研修牧場を核としての取り組みを継続いたします。

これまでの酪農研修牧場は研修を夫婦に限定しておりましたが、平成25年度からは単身者の研修を加え、新規就農と法人経営などへのサポート支援も行ってまいります。とりわけ、多額の資金を要する新規就農者には補助事業等の活用を基本とした総合的な担い手支援を実施いたします。

加えて、酪農・畜産業に希望と意欲を持って取り組むことができるよう、農業施設、草地更新などが助成の対象となる生産基盤整備事業等を推進するため、国や道に対し積極的な要望・要請活動を行ってまいります。

次に、林業の振興についてでございます。

豊かな森林は安全で安心な農作物や水産物に欠かせない水を育む源です。酪農と水産を基幹産業とする本町では、森林を計画的に整備、保全していくことが不可欠であります。森林の持つ多面的な機能を維持、増進していくためには町有林の適正な整備を図るとともに、私有林についても森林整備に対する意識啓発を行いながら、森林所有者が行う除間伐や造林などの取り組みを積極的に支援します。

また、地域材の地産地消を推進させるため、道と連携し公共施設や民間施設、畜舎などの農業施設の木造化・木質化の促進を図るため取り組みを進めてまいります。

近年、本町では河川環境に対する町民の意識が高まり、各種団体が自発的に河川周辺の植樹運動に取り組んでいます。町では、こうした河川周辺の森林を維持していくため、水辺林としての指定を検討するなど、今後も地域住民へ環境保全に対する意識の高揚を図

り、各団体の活動の広がり支援してまいります。

水産業の振興でございますが、本町の漁業は地域経済を支え基幹産業の一翼を担う重要な産業です。長年にわたり取り組んできた沿岸地域の特性に応じたつくり育てる漁業と良好な漁場環境の保全・整備を行う資源管理型漁業をさらに推進することが本町漁業の発展にとって重要でございます。

これからも良質な水産物の安定的な水揚げ確保に向け国、道の施策と連携しながら漁業環境づくりを進めてまいります。

秋サケ定置網漁は近年不漁が続いておりますが、本町の水産業にとって秋サケの漁獲量回復は極めて重要な課題であります。このことから、秋サケの資源回復に向けた取り組みや状況に応じた不漁対策支援を行ってまいります。また、食の安全・安心に対する消費者からの要望に応え、新鮮な魚介類を安定供給できる産地として水産物のより一層の品質管理向上対策が求められております。

水揚げされた水産物の付加価値向上や鮮度保持による価格の安定を図る必要があることから、HACCPの概念に基づいた衛生管理型漁港の整備や地域ブランドの価値向上に努め、優れた産物を地元で消費する地産地消の推進や魚食普及など内需拡大に向けた取り組みを支援してまいります。

観光の振興についてでございます。震災の影響から減少傾向にあった観光客はやや、回復の傾向にありますが、依然として通過型観光となっているのが現状です。観光振興は地域経済に大きく影響することから、観光消費額の増加が期待できる滞在型観光を推進するため、さらなる食観光の充実と体験観光、資源の基盤強化に取り組めます。

また広域での観光資源活用が有効な教育旅行誘致などの振興策については、近隣市町と協力して推進してまいります。

商工業の振興についてでございますが、政権交代による経済回復へ期待感はあるものの、町内商工業者は依然として厳しい経営環境下にあります。中小企業対策として本年1月に設置した検討会議の中で、中小企業振興基本条例の規定に基づく指針を策定し、具体的な施策を展開してまいります。

経営基盤安定のための利子補給事業や保証料補助、新規開業者や経営拡大につながる支援対策、商店街の活性化対策、地元業者の受注機会確保対策にあわせ、地域貢献中小企業支援事業などを引き続き実施します。

また、本町においても中心市街地に空き地が目立つ状況になってきていることから、今後、有効な対策を検討する必要があります。地域経済の持続的発展のため、地域内再投資力強化対策などの検討を行い、より一層の振興策強化に努めてまいります。

雇用、勤労者対策では、季節労働者の生活安定のため、冬期の就労機会の確保対策として町独自の施策である冬期失業対策除雪作業を引き続き実施いたします。

また、労働者の通年雇用促進については、根室管内4町、通年雇用促進協議会及び関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に、環境エネルギー先進自治体の形成であります。

エゾシカは適正な個体数を大幅に超え、エゾシカが及ぼす環境被害は根室管内はもとより、全道的に深刻な問題となっております。

本町においても、農林業被害の増加や越冬地対策問題を抱えており、これらの被害を軽減させるためにも継続的に駆除を実施します。

広域的な駆除の実施に向け、国及び道と連携、協力し、さらには最も被害が拡大してい

る鳥獣保護区における被害を縮小させるための取り組みを進めてまいります。また、環境保全や地域資源の有効活用を図るため、5年間にわたって計画的に進めてきた太陽光発電システム補助事業は既に目標値を達成し、平成25年度は計画最終年次となりますが、地域のニーズや電力買い取り動向などを見きわめながら、今後の取り組みを検討してまいります。

化石燃料に頼らない再生可能エネルギーは、地球環境に負荷が少ない新エネルギーとして太陽光やバイオマス等多岐にわたります。別海町では、日本で有数の家畜ふん尿を活用したバイオマス発電施設を所有していますが、このような地域の特性を生かした新エネルギーについての取り組みを推進します。

国営環境保全型かんがい排水事業については平成24年度から新たに別海北部地区が採択され、平成42年度までの19年間にわたる事業として実施されることから、町全体が実施地区となりました。

基幹産業である農業と漁業が共存できる環境づくりを実施するためにも、引き続き事業の推進、早期完了について関係機関に対し要請を行ってまいります。

次に、ごみ処理等循環型社会を形成するため、廃棄物の3Rである発生抑制・再利用・再生利用を推進し、ごみの減量化と資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に努めます。また、ごみ処理場及びし尿処理場の延命化に向けた設備補修を計画的に実施し、施設管理体制に万全を期するなど、町民の皆様の生活環境の向上に努めます。

公園の整備と緑化の推進でございます。公園は、町民の憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子供たちの遊び場として親しまれています。昨年は、遊具の緊急点検により補修が必要な遊具や使用が危ぶまれて撤去せざるを得ない遊具が多数、確認されたことから、利用者の方々に大変御迷惑をおかけしました。

平成25年度は、早急にこれらの遊具の交換や補修を行い安心して利用いただける公園整備を進めてまいります。

次に、健康づくりの推進でございます。全ての町民がいつまでも健康で元気に暮らせるよう、健康づくりに対する町民の意識を高め、予防への取り組みを推進します。医療費の大半を占める生活習慣病は、その原因となる生活習慣の改善が必要不可欠です。特定健診、若者健診及び高校生健診の実施、さらには死亡原因の1位を占めるがんの早期発見、早期治療に向け、各種がん健診を引き続き実施し、医療費を抑制する効果的な保健指導を推進します。

また、各種健診のほか、感染症予防のためのワクチン接種についても接種率の向上を図り町民の健康づくりに努めてまいります。健康で安全な妊娠、出産を迎えることができる支援策として母子保健法に基づく妊婦一般健康検査の14回分の公費負担を継続します。また、不妊に悩む方々への支援として特定不妊治療費助成事業の助成額を拡大して実施いたします。

乳幼児期から就学前の児童の発達相談事業として臨床心理士による軽度発達障がい等の判断を的確に行い、保護者や園、学校等への適切な相談対応、助言・指導に努めてまいります。

医療体制の充実についてであります。

町民の皆様が健康で安心な暮らしを続けるため、地域医療の確保は重要な課題です。特に、重症救急患者への対応として釧路市の医療機関と連携するドクターヘリについては年間40件前後の救急患者の搬送に出動しております。今後も、関係機関と協力して安定し

た運行体制が確保されるよう努めます。

昨年10月、町民の皆様が長年待ち望んでいた、町立別海病院が改築オープンしました。新病院には、近代的な医療機器や検査機器が設置され、これらを総合的にネットワーク化したオーダーリングシステムなどが導入されたことにより、医療の検査精度や診療効率が飛躍的に向上しました。

今後も地域に根差す一次医療機関として予防医療に主眼を置き、早期発見、早期治療を図ります。そして、町民の皆様の健康と命を守り続けるため、「地域の病院として心のこもった医療で住民の皆様の健康を支援します」の理念のもと、職員一同、一丸となって取り組みます。

また、地域医療の安定した運営を進めていくためには、常勤医師や看護師などの医療スタッフ確保が不可欠です。全国的に地域医療における医師及び医療スタッフの不足は深刻な状況にありますが、医師確保推進機関との連携強化に努め、長期的には地元出身者の医師、看護師等の受験資格取得に向けた支援、啓発等も積極的に進めることで、医療技術者の安定確保に努めてまいります。

長年にわたる札幌医科大学との連携により、本町への医師派遣及び教育連携事業などが実施されていますが、札幌医大生による地域密着型チーム医療実習や町民を対象とした医療フェア、公開健康講座の開催など、多面的な地域医療連携事業を今後も推進いたします。

次に、子育て支援の充実についてであります。

未来を担う子供を社会全体で支えるため、町が保護者や地域の人と一緒に子育てを支援します。

このような考えのもと、本年1月に園舎が完成した上春別へき地保育園の外構工事を実施し、保育園全体の供用を開始します。また、公園と同様に児童遊園地や保育園等の老朽化が著しい遊具は撤去し、新しい遊具を設置するとともに、計画的な整備を進めるための点検調査を実施します。

昨年成立した子供子育て関連三法の一部施行に伴い、国の基本方針に即した別海町子ども子育て支援事業計画の策定に着手します。あわせて、地域全体が子育て支援の施策プロセスなどに参画、関与することができる仕組みとして、子ども子育て会議を設置いたします。

障がい者支援施策の充実についてでございます。

平成25年度は昨年度末に設置した障がい者虐待の防止及び障がい者の擁護者に対する支援の窓口を適切に運用し、障がいを持つ人やその家族への相談支援と虐待防止の強化に取り組みます。さらに障がいのある人もない人も一緒に住みなれた地域で生活が送れるよう、保健、医療、教育、労働など、関係機関との連携を強化し、総合的な支援を進めてまいります。

次に、高齢者施策の充実についてでございます。

本町の高齢化率は現在21.6%で、全道の中では低いほうですが、団塊の世代の方が65歳を迎えるここ数年で25%を超えることが予想されます。核家族化が進み、高齢者世帯やひとり暮らし世帯がふえる中、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした総合相談を初め、高齢者の実態調査を実施し、介護予防事業等の充実と強化を図ります。

本町の要介護、要支援者は1月末で600人に達し、介護サービスを必要とするお年寄

りは年々増加しています。在宅での生活を支援する施設である老人保健施設すこやかな機能訓練室を改修、整備するとともに、通所リハビリの営業日数を拡大し、サービス体制の充実を図ります。

特別養護老人ホーム等の建てかえと民営化については、昨年8月に社会福祉法人べつかい柏の実会と経営移譲にかかわる基本合意を締結し、諸準備を進めてまいりました。ことしは、特別養護老人ホーム清翠園と別海デイサービスセンターの経営移譲に関する協定を締結し、平成26年4月1日からの民営化を目指します。

また、施設の建てかえに当たっては、北海道の補助制度の関係から平成26年度、単年度での実施を計画していましたが、今後、本格化する震災復旧、復興工事により、施工業者等の不足が見込まれ、工期不足が懸念されることからべつかい柏の実会と連携を密にして、早期に工事を設定し、必要な協議等を進めてまいります。

人を育てる学びの町をつくるため、社会教育の推進に努めます。子供から高齢者まであらゆる世代の誰もがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進するため、町民の社会教育活動の拠点施設である、仮称、生涯学習センターの整備に向けた基本構想策定の具体的な取り組みを進めてまいります。

既存施設の補修・改修などの施設整備を進めるとともに、町民の学習活動を促進させるための環境整備や必要な支援に努めます。

学校教育の推進についてでございますが、次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めます。

平成25年度は、中春別中学校の改築に着手するとともに、学校施設の長寿命化などに取り組むほか、学力、学校力の向上に創意と工夫を凝らした特色ある教育を実践するため、教員研修など教育環境の向上に取り組めます。

次に、地域文化の振興であります。

芸術文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上で大きな力となることから、積極的な学習機会の提供による芸術文化が創造できる環境づくりを推進します。

貴重な国指定史跡である旧奥行臼駒通所を初めとする、別海町歴史文化遺産の保護・保全に努めます。

スポーツの振興についてであります。

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。別海町の特性を生かし、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる町民皆スポーツの実現に工夫、改善しながら積極的に取り組みます。

また、施設整備においては、全天候型トラックの改修工事を行うなど、施設の延命化に努めてまいります。

なお、教育行政についてはこの後、教育長から教育行政執行方針の説明がありますので、私からは基本的な考えを述べさせていただきました。

次に、快適で安全な町、住宅の整備についてであります。

公営住宅は老朽化による建てかえ事業を進めておりますが、現在、整備中の西春別駅前団地公営住宅10棟38戸は平成27年度完成を目指し、補正、繰り越しを含めて平成25年度中に2棟8戸を建てかえます。

また、上春別団地公営住宅についても、平成25年度に2棟7戸の実施設計に着手をし、平成27年度完成を目指してまいります。

次に、道路・交通網の整備についてでございます。

町道の整備は、町民生活や食料基地としての農水産物の安定輸送など、活力のある地域づくり、まちづくりを進める上で極めて重要と考えております。今後も国の施策、制度を最大限に活用しながら、効率的に整備を進めていくとともに、各地域からの強い要望に応え、臨時町道整備事業を今年度も継続して実施いたします。

橋梁の長寿命化補修事業については、年次計画策定が完了したことから、平成25年度からは補修事業に着手します。

水道の整備であります。安全で安心な水道水を安定供給するため、水質管理に万全を期すとともに、さらなる企業経営の効率化と安定化に取り組みます。

また、水道施設の老朽化対策として、国営事業なども活用し、長期改修計画による継続的な改修及び整備と長寿命化を図ってまいります。

下水道処理施設の整備についてでございます。

下水道事業は、老朽化した終末処理場の設備機器などの修繕、更新事業を計画的に進め、維持管理経費の縮減を図るとともに適正管理で安定した汚水処理の保持に努めます。

合併浄化槽についても、設置希望者の要望に応えながら事業の推進を図り、今後も公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保に向け、全町的な水洗化を進めてまいります。

次に、消防・救急体制の充実についてでございます。

頻発する地震などの災害に備え、消防・救急体制の整備、充実は欠かせないものとなっております。老朽化した第3分団詰り所及び車庫の改築に向け施設の基本設計と実施設計に着手するほか、各種資機材の整備や老朽化した車両、消火栓の更新などを計画的に実施してまいります。

防災対策の推進についてでございます。

大震災を経て当たり前と感じてきた日常生活が大きく揺らいでいる今、安全・安心が実感できる防災体制の構築を図り、さらなる防災力の向上に努めてまいります。

津波災害に対する対応策の一つである標高表示板は国道、道道での整備が完了しましたが、これらを補う形で町道にも表示板を設置するとともに、尾岱沼地区の急傾斜地管理用階段にも避難路表示板等の整備を行います。

国の防災計画が見直され、基本的な考え方が防災から減災へと移行したことを受け、町としても自助・共助・公助に基づくそれぞれの対応策を検討いたします。

さらには、災害時におけるライフラインの障がい発生を想定した備蓄品の整備、野付半島における緊急避難場所の検討などを含めて、地域防災計画と津波避難計画の策定を行います。

本町の海岸線は大部分が砂泥質で遠浅ということもあり、自然災害等により浸食が進み、低気圧や高潮による被害が発生するなど漁業活動にも支障を来しております。また、前浜資源の生息環境への影響も懸念されていることから、早急な海岸保全対策について引き続き国、道など関係機関に要請をしております。

次に、参画と協働でつくる町、住民参加のまちづくりについてでございます。

協働の根幹と言うべき情報共有や町民参加がこれまで以上に浸透し、さらなる推進が図られるよう現在、協働のまちづくり指針の策定に取り組んでおります。この指針の策定により、まちづくりのあらゆる分野において町民と行政が同じ目線に立ち、問題意識を共有し対話を重ねるなど、参加、協働を深め、町民の皆様とのさらなる行政情報の共有が図れるよう努めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進についてでございます。

地域コミュニティ活動の拠点となる地域会館は、中西別福祉館に引き続き、中春別福祉館の部分改築に着手するほか、西春別風連会館の耐震改修など、計画的な整備を進めてまいります。

次に、北方領土対策の推進でございます。

我が国固有の領土である北方領土を当時のソ連が不法占拠して以来、68年目を迎えます。また近年、北方四島のロシア化、実効支配が加速化するなど、北方領土を取り巻く環境が大きく様変わりしています。

昨年末発足した新政権が、悲願である北方領土返還実現のため道筋をつけることに強く期待をし、本町といたしましても22年目を迎えるビザ無し交流事業などにより返還運動関係者の裾野を広げるなど、領土返還の気運を高める取り組みを継続して実施してまいります。

北方領土を目で見る運動の拠点施設である北方展望塔が「道の駅おだいとう」として登録されてから2年が経過しようとしています。登録以前に毎年1万人前後であった入館者数はオープン後1年間で7万人を超え、予想以上の効果があらわれています。

今後も、同施設敷地内の叫びの像とあわせ、北方領土隣接地域における返還運動の拠点として啓発に努めてまいります。

主な施策の執行方針の最後となりますが、時代に対応した自治体経営の推進についてであります。

国は、経済再生に向けた緊急経済対策として大型補正予算と平成25年度予算を一体とした、いわゆる15カ月予算の考えのもと、景気底割れの回避を目指し、大規模な財政出動を進めています。

本町においても、国と同様に15カ月予算の考えに立ち、繰り越し事業を予定するなど、機動的な財政運営を行います。また、地方債の平準化と抑制、収入の確保など、中期的な財政健全化の取り組みを継続することで、持続可能な財政運営に努めてまいります。

町税については近年、若干、増加の傾向にありますが、基幹産業である酪農・畜産を取り巻く環境や漁業では漁獲高などに左右される中、大きな伸びは見込まれません。また、財源において依存度の大きい地方交付税については、公務員給与費の削減や社会保障関係費の自然増などが影響し、今後、同水準の確保が難しいと予想されます。

このような厳しい経済情勢ではありますが、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、自主財源の確保に向けた税や税外収入の債権徴収一元化の検討などを進めてまいります。

さらに徹底した無駄の排除、行政コストの縮減など、新たな行財政改革への取り組みも念頭に健全な財政運営のもと、行政サービスの展開を図ってまいります。

入札制度につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化を基本とし、別海町中小企業振興基本条例に基づき、地元企業の受注増大に努めます。また、これまでの入札制度改善結果の検証も行い、必要な改善を取り入れ、公共工事の品質と公平さを確保しつつ、よりよいものをより経済的に調達する責任を果たしていく所存でございます。

結びとなりますが、新政権の掲げる政策が国の予算成立とともに本格始動し、緊急経済対策を初めとするこれらの数々の政策が地方経済にも良好な形で波及して、地方の元気を築き上げることが期待されるところでございます。

日々変化を続ける社会情勢下で、行政に求められる役割は多様化しています。また、地

域主権一括法が施行され、地方は今までに増して行政運営に磨きをかけることが求められております。

住民の皆様が安心して健康で暮らすことができる町、これからもずっと住み続けたいと思う町をつくり上げていくことが私たちに課せられた使命でございます。

そのために、自治基本条例の理念である情報提供と共有、住民参加と協働を基本に「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」を目指して取り組みを進めてまいります。

町民の皆様初め、議員各位の変わらぬ御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、平成25年度の行政執行方針といたします。

次に、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明を申し上げます。

提出しました案件は、議案が43件、報告が1件でございます。

まず、議案第2号から議案第9号までの8件は、平成25年度各会計予算でございます。一般会計では148億1,400万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額で229億1,500万円と、前年度比でマイナス3.1%となっております。

議案第10号から議案第17号までの8件は、平成24年度各会計補正予算でございます。主な内容としては、先日26日に成立した国の大型補正予算に対応して3億7,864万8,000円を増額するほか、執行額の確定などによる増減額から一般会計で総額4億6,840万円を増額、また国民健康保険特別会計では、保険給付費の増などで総額8,820万円を増額し、そのほか各特別会計、企業会計では執行額の確定などにより減額補正を行うものでございます。

議案第18号から議案第20号までの3件は、地域主権改革一括法が施行されたことにより、それぞれ介護保険法に基づく町条例の制定をするものでございます。

いずれも、これまで厚生労働省令の基準に基づいて実施しておりました各種サービスなどについて、地域主権改革一括法の施行に伴い、新たな条例を制定し、必要な基準等について規定するものでございます。

議案第21号は、別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。本条例は、昨年5月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、町が設置する対策本部に関する必要事項を定めるものでございます。

議案第22号から議案第24号までの3件は、地域主権改革一括法の施行による新しい条例の制定で、それぞれ道路の構造の技術的基準、高齢者、障がい者等の移動時の円滑化の促進にかかわる道路の構造に関する基準、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定するものでございます。

議案第25号は、中西別福祉館の一部改築に伴い、別海町福祉施設条例の一部を、また議案第26号は美原へき地保育園の閉園により、別海町へき地保育園条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

議案第27号及び議案第28号は、障がい者自立支援法の法律名が変更となったことから、それぞれの条例で用いている法律名称を改めるものでございます。

議案第29号は、障がい児支援に関する根拠規定が、障がい児自立支援法から児童福祉法に再編されたことにより、別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号は、別海町ごみ処理条例の一部を改正する条例の制定についてで、処理場施設の用途が一部廃止されたことから、施設名称の一部を改めるものでございます。

議案第31号は、別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定についてで

ございます。

現在、条例で定めている14カ所の公衆トイレのうち、8カ所については関係する施設附帯の公衆トイレとして管理することとし、このほかに1カ所を廃止するものです。この改正により、改正後の設置条例で管理される公衆トイレを5カ所とするものでございます。

議案第32号は、別海町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらも、地域主権改革一括法の施行によるもので、これまで法律の施行規則で規定されていた技術管理者の資格を条例で規定するものでございます。

議案第33号は、別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、多様化する農業基盤整備事業について事業名の変更や新規事業の追加にも対応が可能となるよう、条例の題名を含めその一部を改正するものでございます。

議案第34号は、別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、預託牛等にかかわる育成牧場使用料の改正を行うものでございます。

議案第35号の尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも施設や備品の使用料を追加する改定を行うものでございます。

議案第37号は、別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅整備基準の規定を追加し、あわせて暴力団排除の推進と福島復興再生特別措置法の制定に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第38号も地域主権改革一括法の施行によるもので、工事監督員や水道技術管理者の資格基準等を定めるために、別海町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号も同じく地域主権改革一括法の施行により、排水施設や処理施設の構造基準を定めるほか、排水の制限や使用料の納付方法について、所要の改正をするため別海町下水道条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第40号は別海町下水道条例の一部を改正により、当該条例の基準を準用する別海町集落排水施設設置条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号と議案第42号は、ともに基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。まず、議案第41号は町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。町立別海病院の改築に際し、起債の繰上償還などのため一時的な繰出金の増額に対応するため、平成20年3月に一般会計で本基金を造成いたしました。改築工事の完了によりその目的が達成されたことから、今般、本基金条例を廃止するものでございます。

議案第42号は、別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。本基金は、基幹産業である酪農畜産の発展などに資することを目的に平成5年に基金条例を制定し、その後10年間、平成14年まで貸し付けを実施いたしました。その後、平成15年からの貸し付けはなく、平成24年度で全ての貸付金償還が終了したことから、本基金条例を廃止するものでございます。

議案第43号は辺地にかかわる公共施設の総合整備計画の変更についてですが、いずれも計画策定済みの3地区について事業の追加、事業費の増額に対応するため、総合整備計画を変更するものでございます。

議案第44号は、町道の路線認定についてで、平成25年度に予定する臨時地方道整備事業及び特定防衛施設周辺整備調整交付金事業にかかわる町道の認定を行うものでございます。

提出案件の最後になりますが、報告第3号は、専決処分の報告についてでございます。本件は、富岡西地区農道三代橋架けかえ工事の請負契約を変更する必要性が生じ、2月12日付で専決処分を行ったことから、報告をするものでございます。

以上、提出いたしました44の案件についての概要説明を終わります。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、冒頭の行政報告におきまして、3月1日からの暴風雪被害の状況をお話をいたしました。この暴風雪により1月の第1回町議会臨時会で補正について議決をいただきました除雪経費の残額が数百万円となってしまいました。この状況ですと、あと1回の降雪でも対応が困難となることから、再度、予算の増額が必要となったところでございます。

また、国の大型補正にかかわる前倒し事業について、今週になって事業内容変更の通知がありました。中学校建物耐震改修事業で事業費総額に変更はないものの、補助金の増額がありまして、また水産基盤整備事業において事業費の増額に伴い、繰越明許費増額の必要が生じたところでございます。

ただいま補正額の調整をしておりますが、準備ができましたら早急に追加議案として提出をさせていただきますので、よろしくをお願い申し上げます。

以上で、行政執行方針並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第6 平成25年度教育行政執行方針

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 教育長から平成25年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（真籠 毅君） 教育行政執行方針を述べます前に、就任の御挨拶を申し上げます。

教育長就任から3週間ほどが経過しました。初めて教育行政に携わるものですから、教育委員会の皆様からさまざまレクチャーを受け、見るもの、聞くものが大変新鮮に感じています。

その中には課題となっていること、スピード感を持って進めていかなければならない事案も多くあります。さまざまな課題を解決していくためには協働のまちづくりの精神を基本としながら、学校と家庭と地域の皆さんと教育行政が一体となって取り組んでいかなければならないものと考えております。

町の将来を担う子供たち、町の発展のために御尽力をいただいた町民の皆様にとって健全で心豊かで笑顔あふれる学習環境となるよう、全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、何かと御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成25年度教育行政執行方針を申し述べます。

まず初めに、平成25年第1回町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針の要点について申し上げます。

我が国では、昨年の明るいニュースとしてロンドンオリンピックに出場した日本人選手が史上最多38個のメダルを獲得したことが上げられます。そして、京都大学の山中伸弥教授がノーベル医学生理学賞を受賞したことも大きな夢と希望と勇気をいただく嬉しいニュースでした。

我が国で、このように優秀な人材が育成され榮譽を受けた陰には、本人の不撓不屈のたゆまぬ努力があったことは言うまでもありません。そして、幼少期からの基礎的、基本的な家庭教育と学校教育の力が存在したことも間違いのない事実です。

別海町の子供たちの教育にとっても、これからの未知な時代の荒波を乗り越えていく健康で強靱な体力づくりが急務であります。その上に、人を思いやる優しい心づくりや乏しい資源を有効に活用して生きていけるしたたかな知恵を持った優秀な人材を育成していくことが最も重要なことでもあります。

ふるさと別海町を愛し、地域の発展に貢献できる人材の育成や私たちの体に脈々と受け継ぐ開拓精神に富む優秀な人づくり、言い換えれば別海町の教育とは別海町の活力や持続的、永久的な発展の基盤づくりであります。

続いて、教育行政執行の基本的な考え方を申し述べます。

我が国の教育改革は、教育基本法の改正を基本に国家の大事業として推進されております。別海町教育委員会といたしましても、教育基本法の教育の目的である人格の完成を教育行政の究極の目的としてまいります。

そのための施策として、社会教育では町民一人一人が心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子供から高齢者まであらゆる世代の誰もがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進します。

学校教育では、次代の本町を担う人材の育成に向け生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、学校施設、設備の計画的な整備など、幼・小・中・高が一体となった総合的な教育環境の向上に努めてまいります。

本町のまちづくりは、社会教育、学校教育の両輪を連動させ、まずは人づくりから始めることが基本であると捉えております。

3点目に主要施策の推進であります。次に、こうした基本的な考えのもと取り組んでまいります主な施策について申し上げます。

1点目は、生涯学習の振興であります。生涯学習の目的は人づくりであります。そのために、生涯学習推進の根幹となる「育てよう別海町の『学びの木』」の発達課題の達成を目指して教育行政を推進してまいりました。

その成果の一つが別海町パイロットマラソン大会のボランティアであります。毎年10月に行われるパイロットマラソン大会では、大会を盛り上げるために500名を越す方がボランティアとして協力してくださいます。昨年は、583名のボランティアスタッフが、そのさわやかな笑顔でのサービス、温かいおもてなしの心と姿勢で選手に接し大評判

でした。そして、選手一人一人がリピーターとなり選手の仲間や家族連れで来町するようになりました。まさに、別海町の宝であり、広告塔でもあります。

さて、生涯学習の拠点となる仮称、生涯学習センターの建設については、現在、職員による検討委員会を設置し、規模、設備、場所、財源等基本的な構想を練っております。今後は、広く町民の声を聞くなど、基本構想の具体化に向けて取り組んでまいります。

図書館の活動として、毎年秋から乳幼児から図書に親しむブックスタートを開始しましたが、乳幼児や保護者に大変、好評を博しております。また、学校では、保護者による読み聞かせ活動が広まりを見せており、全校に広がるよう推進してまいります。

また、生涯学習推進のための実践研究機関である別海町生涯教育研究所の活動を推進し、育てよう別海町の学びの木の発達課題を確認しながら、生涯学習の振興を図ってまいります。

特に、子供たちの健全な成長には生活リズム確立や基本的な生活習慣の育成が重要となります。平成19年から生活習慣改善スローガン早寝、早起き、朝御飯、テレビをとめて外遊びを掲げて推進しておりますが、このたび本町の取り組みがすぐれた早寝、早起き、朝御飯運動として、文部科学大臣表彰を受けることになりました。この受賞を次へのさらなるステップとし、子供たちの生活習慣改善に全町挙げて取り組む所存であります。

平成25年度においては、テレビや携帯、インターネットなどメディアに多くの時間が奪われている現状を踏まえ、平成24年度に引き続き生涯教育研究所を中心にメディアコントロールを重点に施策を講じてまいります。

2点目は、学校教育の充実であります。文部科学省で5年連続実施した全国学力・学習状況調査の結果において、北海道は全国的に見て低位にあり、北海道教育委員会では平成26年度までに全国平均以上にする施策を発表しました。

本町の学校では、学力向上に向けて創意と工夫を凝らした特色ある取り組みを進めた結果、成績は徐々に上向き傾向にあり、現在ではほぼ北海道平均と並ぶところまで到達し、全国平均を超えた学校も出てきております。

今後は、学習状況調査で課題となっていた読書時間の不足や家庭学習の方法等、家庭と深い連携をとりながら低い位置にある学校の学力向上に向けて改善してまいります。

これまでも教員の資質、指導力の向上を含め、少人数指導、習熟度別指導、ティームティーチング、巡回指導教員の派遣など、指導方法の工夫、改善により基礎、基本の確実な定着を図り、生きる力を育む確かな学力を身に着けさせる取り組みを進めております。

平成24年度では、町内6校で公開研究会が開催され、その成果を発表しました。そういった緊張感を持って実践発表した学校において、学力向上が顕著になっていることから、今年度もこのような実践研究を積極的に推奨してまいります。

生徒指導面では、いじめは壊滅に近く減少し、校内暴力は皆無です。しかし、不登校が増加の一途をたどっており、今後も心の教育を積極的に推進し、教育相談の充実や臨床心理士の活用等積極的な生活指導の充実を図ってまいります。

学校給食センターは、食育基本法の制定以来、家庭教育とも連携を深めながら栄養指導と食育を推進しております。食の安心・安全のために可能な限りの地産地消を推進しておりますが、2年連続地元の方から食材の無料提供があり、今後も別海町の本物の味、取れたての味を子供たちに体験させるべく努力してまいります。

町内21カ所の学校施設の安全管理については、東日本大震災の教訓を踏まえ普段の学校生活の中で安全確保を最重点とし、また災害時の避難所としての機能も果たす必要もあ

るため、非構造部材の耐震化を含めた学校耐震化推進計画の見直しを進めてまいります。

緊急改築が必要な中春別中学校につきましては、本年度、校舎改築工事に着手し、上西春別中学校については防音改築採択に向けて北海道防衛局と協議を進めることとしております。

特別支援教育の充実を図るため、物理的、精神的な障壁、障がいを取り除くバリアフリー、障がい者と健常者が区別なく生活するノーマライゼーション、包括的、統合的な教育をするインクルージョンを3本柱とし、障がいを持った子供が将来、自立できるような施策を推進してまいります。

幼児教育については、望ましい生活習慣や態度の育成のため、幼稚園と家庭、地域と連携をより一層深め、子育て支援の充実に努めてまいります。少子化に伴う学校規模の極小化が進む中、平成17年11月に策定した別海町立小中学校適正配置計画を別海町教育振興審議会に諮り、昨年12月に計画の改訂をしたところであります。

なお、町内18の小・中学校は、当面、存続していくこととしておりますが、本年度も学校のあり方について保護者、地域の皆様方とともに検討してまいります。

3点目は、まちづくりを担う町民の主体的な学習を支援する社会教育の推進であります。

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みであることから、教育行政の責務としては町民の学習活動を保障するための条件整備や環境情勢を図り、求めに応じた必要な支援をしてまいります。

町民の社会教育活動の拠点施設である公民館は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動や一番身近な地域づくりの拠点としての役割を認識し、学習機会の提供に努めてまいります。

平成14年度から順次開設し、町内に8大学を設けている別海町平成寿大学も12年目を迎え、年々、在学生も増加して大変、好評を博しております。平成24年度は325名が在学し、異世代交流も活発になってきたことから、今後も高齢者の学習状況に応えられる学習プログラム充実を図ってまいります。

また、各公民館で開設しているゼロ歳児から3歳児までの乳幼児と母親を対象とした、乳幼児母親家庭教育学習すくすくの学級生は、少子化日本の中で驚異的な増加数を誇っております。三つ子の魂百までと言われるように、3歳児までの家庭教育の必要性を学習し合い、孤独になりがちで子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親世代の交流や情報交換を活発化させることが重要でありますので、今後もさらなる参加者の増加に努めてまいります。

さらに、地域の名人を講師に招聘した各種講座を開催や、地域のアーティスト、まちづくりグループ、NPO団体の活動にも積極的に支援してまいります。

4年続けて開催しております道東著名作家特別展は、回を重ねるごとに近隣市町からの来場者も増加し、大きな成果を上げております。

また、第3次社会教育中期振興計画は10年計画の5年目を迎えますが、社会教育の指針として人づくりや協働のまちづくりの実践化に積極的に取り組むとともに、過去5年間を総括して、計画後半に当たる平成26年度から平成30年度までのアクションプログラムの見直しを行い、時代の流れに即した新たな教育課題に対応してまいります。

4点目は、芸術・文化の振興であります。芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となり、21世紀の地域活性化の基盤となるも

のです。この考えに立って、町内各地で活発な活動を展開している別海町文化連盟傘下の各団体、サークルにおける自主的な活動を一層支援するとともに、多くの町民が文化ボランティアなどにより積極的に参加、創造できる環境づくりに努めてまいります。

文化財の保護・保存では、国指定史跡「旧奥行臼駅通所」、北海道指定天然記念物「西別湿原ヤチカンバ群落地」、新たに昨年度、別海町の有形文化財に指定した「厨子入南矢臼別馬頭観世音菩薩坐像」を初め、別海町歴史文化遺産も含めた町内の貴重な各種文化財の保護・保全に努めながら、教育的活用を進めてまいります。

また、ふるさと講座や郷土学習、出前講座、出前移動展など、別海町郷土資料館が積極的に町民の中に入っていく企画を推進してまいります。

さらに、旧美原小学校校舎は図書館の蔵書庫、個人所蔵の貴重な保存文書庫、美術作品庫、開拓時代のそばづくり記念庫及び地元町内会の行事の場、地域老人会のいきいきホームとして活用されています。

旧豊原小学校校舎では、郷土資料館の分館として別海村時代の開拓の苦労をしのぶ農機具、民具等の資料を順次、展示していく計画を進めてまいります。

5点目はスポーツの振興であります。明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上でのスポーツの振興は欠かすことができません。町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、長年にわたって地域のスポーツ環境の整備に努めてまいりました。

大きな成果として少年団活動、中学校、高等学校の部活動において、ボランティア指導者の心の養成に重点を置く、熱心な指導により全道、全国大会において優秀な成績を上げております。

昨年の別海町パイロットマラソン大会は、フルマラソン1,246名、5キロマラソン492名、合計1,738名の選手が別海町の大平原を走りました。フルマラソンには、道内から172名、還暦を過ぎた方が176名参加しました。

冒頭でも述べましたが、町民の温かい御協力により毎年、大きな感動と勇気を与えてくれるこの大会は、別海町の名を広め、マラソンブームもあって全国的なイベントに成長しました。第35回の節目となることは、さらに感動的な大会になるよう企画してまいります。

本町の子供たちは肥満が問題となっており、また体力不足も顕著にあらわれております。予防改善対策の一環として、町保健センターが町民プールで実施しているキッズエクササイズや親子での参加による事業は大きな効果を上げており、教育委員会としても積極的にサポートしてまいります。

また、夏休み、冬休みにはプールやスケートリンクにおいてスポーツ教室を実施し、スポーツ好きな子供の要請を図っておりますが、今後も別海町の特性を生かしたスポーツを子供たちに広めながら、体力の向上を目指し工夫、改善しながら積極的に取り組んでまいります。

本年度予定しているスポーツ施設整備の主なものは、全天候型トラックの改修工事、西春別スケートリンクの補修工事があります。町民皆スポーツを目指す上で施設は重要なポイントです。今後も、可能な限りの補修を進め施設の維持に努めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、これらの方針の具現化のためには別海町民全員が丸一となって行動を起こさなければなりません。

冒頭に述べたオリンピックでの活躍やノーベル賞受賞の快挙は、我が国の教育の成果で

あり、永年にわたる教育のたまものです。家庭、学校、社会が強くてかたい絆を持ち続けてきたからこそできた功績なのです。

別海町教育委員会といたしましては、一人一人の心優しく温かい町民と子供たちの底力を信じて、本年度もぬくもりの心と慈しみのまなごしを教育行政の指針といたします。

そして、まず小さなことから、たった1人からでもできることから行動を起こすことを初め、協働のまちづくりによる本町の教育の振興、充実に向けて全力で突き進む決意であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊政吉君) 13番戸田博義議員。

○13番(戸田博義君) 動議を提出したいと思います。

よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○議長(渡邊政吉君) どのような動議ですか。

○13番(戸田博義君) 環太平洋経済連携協定(TPP)に関する交渉参加の動きに対して、動議を提出したいので、議長においてお取り計らいをいただくようお願い申し上げます。

○議長(渡邊政吉君) 賛成者おりますか。

佐藤議員。

○16番(佐藤初雄君) ただいま緊急動議が出ました。

基幹産業はもとより、地域の存亡に関わるものでございますので、緊急動議に賛成をいたします。

○議長(渡邊政吉君) ほかにおりませんね。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) それでは、ここでお諮りをします。

ただいま、13番戸田博義議員から動議がありました。

この動議は、1人以上の賛成者がおりますので成立しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、若干の準備がございますので、暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加日程第1 環太平洋経済連携協定(TPP)に関する緊急決議

○議長(渡邊政吉君) 追加日程第1 環太平洋経済連携協定(TPP)に関する緊急決議を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） それでは、内容の説明をいたします。

2月23日の日米首脳会談後、安倍総理はTPPでは聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとし、事実上の交渉参加表明ともとれる発言を繰り返している。TPPの本質は例外なき関税撤廃を基本としており、重要品目の多い北海道農業、とりわけ酪農専業地帯である別海町にとっては壊滅的な打撃となる恐れがあります。

また、関税の撤廃ばかりでなく、国民皆保険制度や食の安全性の基準、ISD条項など国民一人一人の暮らしや地域社会の存続すら危ぶまれる大きな問題であることから、このまま参加表明することは時期尚早である。

よって、別海町議会は、TPP交渉に断固反対であるとの意志を表明するため、別紙のとおり緊急決議するものであります。

決議案を朗読し、提案説明といたします。

環太平洋経済連携協定（TPP）に関する緊急決議案。

平成25年2月23日に行われた日米首脳会談の共同声明の後、安倍首相は環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加には聖域なき関税撤廃が前提ではないとして、交渉参加に向けて手続きを進めようとしている。

国土が狭く、中山間地の多い日本の農業が米国、豪州、ニュージーランドの農業と対等に競争するには厳しい状況であり、国境措置が緩和されることになれば、食料の安全保障どころか、労働、医療、金融など、あらゆる分野で国民生活に甚大な悪影響を及ぼし、地域社会の崩壊につながる取り返しのつかない状況になりかねない。

このような状況で、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加を表明するようなことになれば、地域の死活問題であり、到底、受け入れることはできない。

よって、別海町議会は、国の礎である農業、漁業に壊滅的な打撃を与え、地域を崩壊させる環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加に断固反対である。

右決議する。

平成25年3月7日、別海町議会。

以上でございます。全員の賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 環太平洋経済連携協定（TPP）に関する緊急決議の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、環太平洋経済連携協定（TPP）に関する緊急決議は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

提出されております、日程第7 議案第10号から、日程第15 議案第43号までの9件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第10号から、日程第15 議案第43号までの9件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

ここで、1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、9番瀧川榮子議員が早退しておりますので、申し添えます。

◎日程第7 議案第10号

○議長(渡邊政吉君) 日程第7 議案第10号平成24年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(河嶋田鶴枝君) まず御説明の前にお手元に配付しております一般会計補正予算書(第7号)につきまして、手違いにより歳出財源内訳欄など、複数ページにわたりシール対応させていただいておりますことを御了承願います。

では、議案第10号の内容説明をいたします。別冊の平成24年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度別海町一般会計補正予算(第7号)。

平成24年度別海町一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億9,590万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加、変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加、変更は「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。補正額の欄で申し上げます。

1 款町税、1 項から4 項で1 億1, 8 7 5 万 5, 0 0 0 円の増。

2 款地方譲与税、2 項で4 0 0 万円の減。

6 款地方消費税交付金、1 項で1, 0 0 0 万円の増。

7 款自動車取得税交付金、1 項で2, 0 0 0 万円の増。

1 2 款分担金及び負担金、1 項と2 項で9 2 0 万 5, 0 0 0 円の減。

1 3 款使用料及び手数料、1 項から3 項で6 8 万 2, 0 0 0 円の減。

1 4 款国庫支出金、1 項から3 項で9, 2 5 2 万 5, 0 0 0 円の増。

1 5 款道支出金、1 項から3 項で1, 7 1 9 万 3, 0 0 0 円の増。

3 ページ。

1 6 款財産収入、1 項と2 項で6 0 7 万 6, 0 0 0 円の増。

1 7 款寄附金、1 項で2 3 9 万円の増。

1 8 款繰入金、1 項で1, 6 7 6 万円の減。

2 0 款諸収入、2 項、4 項、5 項で1, 3 2 9 万 2, 0 0 0 円の減。

2 1 款町債、1 項で2 億4, 5 4 0 万円の増。

歳入合計で、4 億6, 8 4 0 万円を追加し、補正後の予算額を1 5 6 億9, 5 9 0 万円とするものです。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款議会費、1 項で7 3 万 3, 0 0 0 円の減。

2 款総務費、1 項から6 項で1 億9, 3 6 3 万 8, 0 0 0 円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で3, 8 8 8 万円の増。

4 款衛生費、1 項と2 項で8 7 7 万 4, 0 0 0 円の増。

5 款労働費、1 項で1 6 万 3, 0 0 0 円の減。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で5, 7 2 9 万円の増。

7 款商工費、1 項で8 0 3 万 2, 0 0 0 円の減。

5 ページで、8 款土木費、1 項から5 項で2, 7 2 2 万 6, 0 0 0 円の増。

9 款消防費、1 項で3 7 万 4, 0 0 0 円の減。

1 0 款教育費、1 項から6 項で1 億6, 8 6 3 万 9, 0 0 0 円の増。

1 3 款給与費、1 項で1, 6 7 4 万 5, 0 0 0 円の減。

歳出合計で、4 億6, 8 4 0 万円を追加し、歳出予算の総額を1 5 6 億9, 5 9 0 万円とするものです。

6 ページをお開きください。

第2 表の繰越明許費です。

まず、6 款農林水産業費、1 項農業費で8 件。8 件のうち、農道整備事業が6 地区で、いずれも道が事業主体となり整備を進めておりますが、国の補正前倒し事業、または地域活性化予備費事業の対象となることから、繰り越しを行うものです。

地区別では、道営一般農道整備事業北大成地区2, 9 7 8 万 6, 0 0 0 円、道営基幹農道整備事業美原東地区1, 6 8 7 万 5, 0 0 0 円、道営一般農道整備事業豊原南地区7 8 7 万 5, 0 0 0 円、道営基幹農道整備事業南1 号地区4 5 0 万円、道営一般農道整備事業上春別第2 地区1 1 2 万 5, 0 0 0 円、道営一般農道整備事業桜ヶ丘地区5 6 2 万 5, 0 0 0 円の6 地区、残る2 地区は基盤整備促進事業、北光進地区は年度内の事業完了が困難なことから1, 3 1 5 万 3, 0 0 0 円、同じく基盤整備促進事業富岡南地区は国の補正前倒し事業

の対象となることから5,137万7,000円の繰り越しをするものです。

次に、4項水産業費で2件、水産物供給基盤整備事業1,000万円、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業尾岱沼漁港403万3,000円は、いずれも国の補正前倒し対象事業となることから繰り越しをするものです。

続いて、8款土木費、2項道路橋りょう費、防衛施設周辺障害防止事業で、生産源対策にかかる調査、設計業務を融雪期にかけて実施する必要があるため1,919万2,000円の繰り越し。

4項住宅費、公営住宅等整備事業は国の補正前倒し対象事業となり、1棟4戸分の工事費などで6,958万7,000円の繰り越し。

10款教育費、2項小学校費、小学校校舎等改修事業、中春別小学校は避難階段設置工事で550万円、3項中学校費、中学校建物耐震改修事業、中春別中学校は校舎改築1期工事など1億8,797万6,000円、これにつきましてもいずれも国の補正前倒し事業の対象となることから繰り越しするものです。

次に7ページ、第3表債務負担行為補正で、追加と変更です。

まず追加は6件で、1件目、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型再編整備事業上春別地区により整備される草地造成及び草地整備、農業用施設、農業用機械、農道整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託、または譲渡を受けることに伴う債務負担。期間は、平成25年度から平成28年度まで、限度額は3億5,728万円。

2件目、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型再編整備事業西春別第2地区により整備される草地造成及び草地整備、農業用施設、農業用機械、農道整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託、または譲渡を受けることに伴う債務負担。期間は、平成25年度から平成28年度まで、限度額は4億7,617万8,000円。

3件目、農業経営基盤強化資金利子補給補助金、スーパーL資金は、平成24年度の貸し付け承認分において利子補給を行うもので、期間は平成25年度から平成29年度まで、限度額は565万7,000円。

4件目、中学校建物耐震改修事業中春別中学校は、校舎改築工事の1期工事及び26年度に予定している2期工事を一括し、契約する必要があることから、期間を平成25年度から平成26年度まで、限度額は4億9,897万4,000円。

5件目、中小企業振興資金利子補給補助金、24年度融資分について別海町中小企業条例に基づき利子補給をするもので、期間は平成25年度から平成39年度まで、限度額は3,113万2,000円。

追加の最後で、公の施設の指定管理に対する委託料、尾岱沼ふれあいキャンプ場は平成22年度から無償で指定管理施設でありましたが、近年、利用客の減少による残る指定期間を有償とするもので、期間は平成25年度から平成26年度まで。限度額は92万円です。

次に、変更は3件で、1件目、中小企業振興資金利子補給補助金は、別海町中小企業融資条例中、利子補給の1%上乗せ期間を平成29年度まで延長したことに伴い、限度額で1,510万5,000円増加変更するものです。

2件目、公の施設の指定管理に対する委託料、野付半島ネイチャーセンター、限度額を6,120万1,000円に、3件目の公の施設の指定管理に対する委託料、西春別運動広場、限度額を76万円に、これらの増額変更はいずれも施設に隣接するトイレが公衆トイレの位置づけから、施設所管トイレに変更となることから、指定管理業務に清掃業務が追

加となり増額するものです。

続いて、8ページをお開きください。

第4表で地方債補正。こちらも追加と変更です。

まず追加は5件、上から順に地域集会施設改築事業、これは旧中春別福祉館取り壊しが起債対象となるものから670万円追加、桜ヶ丘地区農道整備事業560万円、豊原南地区農道整備事業780万円、公営住宅等整備事業3,940万円、小学校校舎等改修事業370万円の追加は、いずれも繰り越し事業の財源となるもので、事業概要につきましては繰越明許費のほうで説明させていただいたとおりでございます。

起債の方法は、普通貸借、または証券発行、利率3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、公的資金については、その融資条件によりその他の場合には、その債権者と協定する。ただし町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができるというものです。

変更は、上春別へき地保育園改築事業、以下、19事業で、限度額を19事業合わせて1億8,220万円増額するものです。

増減の内容としましては、今年度、事業完了による事業費の確定、入札執行残による確定、国の補正による繰り越し事業の追加などによるものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法には、変更がございません。

合計で補正前限度額13億2,917万6,000円に2億4,540万円を追加し、補正後限度額を15億7,457万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1の総括は省略し、歳入から御説明いたします。

13ページをお開きください。

2、歳入。

款1町税、項1、目1個人分5,970万円の増。

目2法人分1,586万5,000円の増。

項2、目1固定資産税1,500万円の増。

項3、目1軽自動車税59万円の増。

項4、目1町たばこ税2,760万円の増は、各税目いずれも徴収見込みによる増額です。

14ページをお開きください。

款2地方譲与税、項2、目1自動車重量譲与税400万円の減。

款6地方消費税交付金、項1、目1地方消費税交付金1,000万円の増。

款7自動車取得税交付金、項1、目1自動車取得税交付金2,000万円の増は、いずれも決算見込みによるものです。

次に、15ページ。

款12分担金及び負担金、項1、目1農林水産業費分担金208万2,000円の増、道営農道整備事業分担金の増が主なものです。

項2、目1総務費負担金55万4,000円の増。

目2民生費負担金5万4,000円の減。

目3農林水産業費負担金1,147万5,000円の減は、道営草地整備事業担い手中核型負担金の減です。

目4 商工費負担金2万9,000円の減。

目5 教育費負担金28万3,000円の減。

続いて16ページ。

款13 使用料及び手数料、項1、目1 総務使用料167万8,000円の減は主に地域生活バス使用料の減。

目2 衛生使用料9万円の増。

目3 農林水産使用料8万5,000円の増。

目4 商工使用料6,000円の増。

目5 土木使用料39万4,000円の減は、特定公共賃貸住宅の入居者入れかえによる減が主なものです。

目6 教育使用料45万9,000円の減。

続いて、項2、17ページに行きまして目1 総務手数料5,000円の減。

目2 民生手数料146万2,000円の増。

目3 衛生手数料427万1,000円の増は、主にごみ処分手数料の増です。

項3、目1 証紙収入406万円の減は、主にし尿くみ取り証紙収入の減です。

次に、18ページ。

款14 国庫支出金、項1、目1 総務費国庫負担金4,686万円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増。

目2 民生費国庫負担金19万3,000円の増、国民健康保険支援保険料負担金の増です。

項2、目1 民生費国庫補助金287万円の減。主に地域生活支援事業費等補助金の減が主なものです。

目2 衛生費国庫補助金159万4,000円の減は、主に循環型社会形成推進交付金の減です。

目3 農林水産業費国庫補助金3,156万5,000円の減は、道費へ変更となる新規就農総合支援事業補助金の減が主なものです。

目4 土木費国庫補助金1,851万9,000円の増は、19ページ防災・安全交付金の増が主なものです。

目5 教育費国庫補助金6,299万1,000円の増は、主なものは中段の中学校費補助金の学校施設環境改善交付金の増です。

項3、目1 総務費国庫委託金9,000円の減。

20ページ、款15 道支出金、項1、目1 民生費負担金139万7,000円の増。

項2、目1 総務費補助金13万9,000円の増。

目2 民生費補助金560万円の減は、重度心身障がい者医療費補助金、地域生活支援事業費等補助金減が主なものです。

目3 衛生費補助金760万3,000円の減は、乳幼児医療費補助金の減が主なものです。

次に21ページ、目4 農林水産業費補助金3,030万9,000円の増は、主なものとしまして農山漁村活性化交付金基盤整備促進事業補助金の増と、新規就農者総合支援事業補助金の増です。

一番下の段、目0 土木費補助金50万円の減は本目廃目です。

次に、22ページ、項3、目1 総務費委託金118万円の減は、衆議院議員選挙費委託

金減。

目2 衛生費委託金10万4,000円の増、未熟児保健指導等権限移譲事務交付金の増です。

目3 農林水産業費委託金1万7,000円の減。

目5 教育費委託金14万円の増は、本目新設で中1ギャップ問題未然防止事業委託金の増です。

目6 商工費委託金4,000円の増。

次に23ページ、款16 財産収入、項1、目1 財産貸し付け収入22万9,000円の減。

目2 利子及び配当金73万3,000円の増は、基金積み立てによる利息の増減及び根室中標津空港ビル株式会社利益配当金の増が主なものです。

項2、目1 不動産売り払い収入330万8,000円の増は、土地売り払い収入の増。

目2 物品売り払い収入242万6,000円の増は、資源リサイクル品の売り払い収入です。

続いて24ページ、目3 生産物売り払い収入16万2,000円の減。

款17 寄附金、項1、目2 総務費寄附金70万円の増、本目新設で、北方領土問題対策費寄附金。

目3 教育費寄附金10万円の増は、こちらも本目新設で図書購入費寄附金です。

目4 ふるさと応援寄附金159万円の増は、本目新設でふるさと応援寄附金です。

次に25ページ、款18 繰入金、項1、目7 ふるさと創生基金繰入金、26万円の減。

目10 標津線代替輸送確保基金繰入金72万6,000円の減。

目12 産業振興基金繰入金241万8,000円の減。

目13 清流保全基金繰入金17万円の減は、いずれも事業費確定による減です。

目14 町立別海病院特別対策基金繰入金5,001万4,000円の増は、条例廃止に伴い町立別海病院特別対策基金を全額繰り入れするものです。

目15 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金80万円の減は、事業費確定による減です。

目0 財政調整基金繰入金6,240万円の減は廃目となり、今回の補正により財政調整基金は6,240万円繰り戻し、予算上の残高は24億3,000万円となります。

次に26ページ、款20 諸収入、項2、目1 町預金利子50万円の増。

項4、目1 民生費受託事業収入365万3,000円の減は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の減です。

目2 農林水産業費、受託事業収入14万4,000円の減。

目3 土木費受託事業収入675万4,000円の減は、防衛施設事業工事受託事業収入の減です。

項5、目5 雑入324万1,000円の減は、主な減としまして高額療養費及び付加給付金の減、畜産担い手育成総合整備事業再編整備型償還収入の減のほか、その他雑入で別海町中小企業融資条例に基づき、過去に保証料補助を行いましたものの対象となる融資の繰り上げ償還を行ったことで、保証期間短縮により補助金返還金が生じたものです。

次に28ページ。

款21 町債、項1、目1 総務債670万円の増は、旧中西別福祉館解体が起債対象となることから、集会施設建設事業債の増。

目2民生債640万円の減は、事業確定による保育園建設事業債の減。

目3農林水産業債7,740万円の増は、道営農道整備事業債と基盤整備促進事業債の増です。

目4土木債3,810万円の増は、住宅費、公営住宅建設事業債の増。

目5教育費1億2,960万円の増は、中学校債及び小学校債の校舎等整備事業債の増です。

以上で歳入を終わり、続いて歳出です。

29ページをお開きください。

3、歳出につきましては、ほとんどが事業費の確定や支出見込み精査による減となるもののため、主な減額項目と増額部分について説明いたします。

款1議会費、項1、目1議会費73万3,000円の減。

30ページ、款2総務費、項1、目1一般管理費84万6,000円の減。

目2、職員管理費241万6,000円の減。

31ページに行きまして、目3財政管理費14万円の減。

続いて32ページ、目4会計管理費18万5,000円の減につきましては、いずれも支出見込額精査による減です。

目5財産管理費2億3,682万6,000円の増。主なものとしまして、まず来年度から事業を予定している消防団拠点施設整備事業のために、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金への積み立て額増と、33ページに行きまして、33ページ中段、基金管理経費で下から3段目からで、老朽化した中央公民館の建てかえに備え、生涯学習振興基金へ積み立て1億円と、毎年度多額に繰り入れを行っているスポーツ振興事業に充当しておりますスポーツ振興基金へ3,400万円、在宅福祉向上の事業に充当している地域福祉基金に5,000万円、いずれも事業の継続のための財源として積み立てを行うものです。

なお、今、申し上げました積立額と補正額に違いがございますのは、補正額数値に利子積立金分等の増減が含まれているためです。

次に34ページ、他の基金積み立て増につきましては、利子の増及びふるさと応援基金の積み立てとなります。このほか、財産管理費につきましては36ページの中段までで、事業費の確定及び精査による減でございます。

36ページへお進みください。

目6企画費219万9,000円の減は38ページ下段までで、こちらも事業費の確定及び精査による減でございます。

38ページへお進みください。38ページ下段、ここから48ページ中段までは、いずれも事業費確定及び精査による減で、目8車両管理費508万7,000円の減、41ページに行きまして、目9支所費13万9,000円の減、目10交通安全対策費20万円の減、目11環境対策費80万8,000円の減。次に42ページ、目12北方領土問題対策費43万9,000円の減はいずれも精査によるものです。

次に43ページ。目13特定防衛施設周辺整備費、2,438万3,000円の減は、44ページ上段にかけまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業完了による精査に伴う減です。

次に、44ページ。こちらも44ページ中段から47ページ上段まで精査による減で、目14電子計算管理費127万3,000円の減、目15地域情報化推進事業費1万2,000円の減、45ページに行きまして、目16諸費20万2,000円の減。

項2、目1 税務総務費1万円の減。

目2 賦課徴収費72万3,000円の減。

続いて46ページ、項3、目1 戸籍住民基本台帳費32万円の減は、いずれも精査による減です。

47ページ、項4、目3 衆議院議員選挙費308万円の減は、選挙経費の確定によるものです。

次に48ページ。項5、目1 統計調査総務費8,000円の減、目2 指定統計費24万1,000円の減。

49ページ、項6、目1 監査委員費47万7,000円の減は、いずれも支出精査によるものです。

50ページをお開きください。

款3 民生費、項1、目1 社会福祉総務費8,417万7,000円の増は、51ページ中段、国民健康保険特別会計繰出金の増額のほかは、支出見込額精査による減です。

目2 老人福祉費896万1,000円の減は、54ページ中段までで、主な減は53ページの下段、老人福祉施設保護措置費の減、介護サービス事業特別会計繰出金の減が主なものです。

続いて54ページ中段、目4 国民年金事務費6万4,000円の減、目5 障がい者福祉費1,777万3,000円の減は、知的障がい者更正施設にかかる社会福祉法人運営費補助金の減と、55ページ中段、地域生活支援事業扶助費の減、重度心身障がい者医療扶助費の減などが主なものです。

56ページに進みまして、目6 居宅介護支援事業費8万円の減、目7 地域包括支援センター費25万円の減、目8 後期高齢者医療費538万円の減は、後期高齢者医療特別会計繰出金の減と、後期高齢者医療広域連合関係経費の健診等委託料の減が主なものです。

項2、目1 児童福祉総務費45万7,000円の減、目2 児童措置費235万円の減は、58ページに行きまして児童手当費の減が主なものでございます。

目4 保育園費4万9,000円の減、目5 へき地保育園費865万2,000円の減は、上春別へき地保育園改築事業費の確定による減が主なものです。

59ページ、目6 児童館費18万1,000円の減。

続いて60ページ、目7 母子父子福祉費110万円の減は、ひとり親医療扶助費の減です。

次に、61ページ、款4 衛生費、項1、目1 保健衛生総務費35万7,000円の減、目2 予防費502万6,000円の減は、子宮頸がん等ワクチン接種と予防接種事業費の検診委託料減が主なものです。

次に、62ページ。目3 環境衛生費191万9,000円の減は、65ページ上段までで、事業費の確定及び精査によるものです。

65ページをお開きください。

目4 健康管理費597万5,000円の減は、健康推進事業の検診委託料減が主なものです。

続いて、66ページ。下段、目5 エキノコックス症対策費29万6,000円の減。

67ページに行きまして、目6 乳幼児医療費338万3,000円の減は、乳幼児医療扶助費の減が主なものです。

目7 保健センター費7,000円の減、目8 母子センター費111万8,000円の減

は、妊婦健康診査健診委託料減が主なものです。

続いて68ページ、目9病院費5,014万円の増は、病院企業会計繰り出し経費としまして負担金、補助金、出資金の増です。

目10生活排水施設費902万6,000円の減は、合併処理浄化槽設置補助金の減です。

項2、目1清掃総務費42万円の減、目2じん芥処理費734万5,000円の減は、69ページに行きまして収集委託料の減と根室北部廃棄物処理広域連合負担金の減が主なものです。

目3じん芥処理場費571万1,000円の減は、ごみ処理場破碎施設補修工事請負費の減と、浸出水処理施設補修工事請負費の減が主なものです。

続いて70ページ、目5し尿処理場費78万3,000円の減は、事業費確定による減とし尿処理場光熱費の増です。

次に、71ページ。

款5労働費、項1、目1労働諸費16万3,000円の減は支出確定による減。

続いて72ページ、款6農林水産業費、項1、目1農業委員会費45万円の減、目2農業総務費24万7,000円の減は、いずれも精査による減です。

73ページ、目3農業振興費1,336万3,000円の減は、新規就農総合支援事業補助金の減が主なものです。

続いて74ページ、目4畜産業費1,187万7,000円の減は、農業者利子補給事業の減や防衛施設周辺整備事業補助金の減が主なものです。

次に75ページ、目5育成牧場費471万円の増は、育成牧場の運営につきましては今年度から無償による指定管理を行っていますが、畜牛預託料の消費税内税による収入の減及び機械類の修繕費用が増加し、本年度においては支出超過となる見込みから、指定管理施設管理費を増するものです。

目6農地費、77ページ中段までで4,222万3,000円の増は、基盤整備促進事業が繰り越し事業となるため、増額のほかは事業費精査による減です。

続いて、77ページをお開きください。

目7農地交換整備事業費65万円の減は、事業費の確定によるもの。

78ページ、目8農道整備事業費4,734万9,000円の増は、道営農道整備事業繰り越しによる、道営農道整備事業負担金の増。

目9農地調整推進事業費4万2,000円の減、目10農業者年金事務費26万6,000円の減、項2、目1広域農業推進費2,014万6,000円の減は、79ページ中段道営草地整備事業担い手中核型負担金の減と畜産担い手育成総合整備事業再編整備型償還金の減が主なものです。

続いて80ページ、項3、目1林業総務費14万6,000円の減、目2林業振興費3万円の減、目3公有林整備事業費11万6,000円の減、81ページ、目4森林環境保全整備事業費29万6,000円の減は、いずれも事業費確定及び精査による減です。

項4、目1水産業総務費6万3,000円の減。

次に82ページで、目2水産業振興費1,082万円の増は、中段、水産基盤整備事業負担金につきまして繰り越し事業となるための増と、同じく繰り越し事業となる漁港改修事業負担金の増でございます。そのほかは精査による減です。

83ページ、目3漁港管理費12万円の減、続いて84ページにお進みください。

款7商工費、項1、目1商工業振興費446万8,000円の減は、地域貢献中小企業支援事業補助金の減と経済交流推進事業の減が主なものです。

次に85ページ、目2観光費356万4,000円の減は、次のページ上段の交流センター補修事業温泉深井戸ポンプ交換等の委託料の減と、一番下の段、交流センター負担金の確定による減が主なものです。

次に、88ページをお開きください。

款8土木費、項1、目1土木総務費81万9,000円の減。

次に、89ページ、項2、目1道路橋りょう総務費31万6,000円の減。

続いて90ページ、目2道路維持費155万4,000円の減は、いずれも支出精査による減です。

91ページ、目3道路新設改良費は92ページ下段までで1,162万1,000円の減は、社会資本整備道路交付金事業費の確定による減が主なものです。

続いて92ページ、下段、目4防衛施設周辺道路整備事業費508万4,000円の減は93ページ下段までで、事業費の精査による減額でございます。

94ページをお開きください。

目5防衛施設周辺障がい防止受託事業費560万9,000円の減で障がい防止工事請負費の減、そのほか中段で繰り越し事業費の調査・設計委託料の増額がございます。

項3、目1下水道費467万円の減は、下水道事業特別会計へ繰出金の減です。

95ページ、項4、目1住宅管理費224万1,000円の減は、事業費確定と精査によるもの。

続いて96ページ、目2公営住宅建設事業費5,964万円の増は、公営住宅の工事費で繰り越し事業による増です。

項0、目0河川総務費50万円の減で本目は廃目です。

続いて98ページをお開きください。

款9消防費、項1、目1消防費19万6,000円の減。

目2災害対策費17万8,000円の減は、支出見込額精査によるものです。

次に99ページ、款10教育費、項1、目1教育委員会費41万3,000円の減、目2事務局費16万9,000円の減、目3教育指導費128万7,000円の減。

次に100ページで、項2、目1学校管理費9万円の減、目2教育振興費48万1,000円の減、目3通学対策費174万9,000円の減は、いずれも支出精査による減です。

101ページ、目4学校建設費1,117万9,000円の増は、中春別小学校に係る施設・設備等工事請負費の増で、繰り越し事業となるものでございます。

項3、目1学校管理費29万4,000円の減。

続いて102ページ、目2教育振興費27万7,000円の減、目3通学対策費122万7,000円の減は、いずれも支出精査によるものです。

103ページ、目4学校建設費1億8,794万3,000円の増は、中学校建物耐震改修事業費の増で、中春別中学校校舎改築1期工事分が繰り越し事業となるものです。

項4、目1幼稚園管理費204万2,000円の減は、事業費確定による減と、104ページ、各幼稚園の燃料費の増でございます。

目2教育振興費1万5,000円の増は、平成23年度国庫就園奨励費補助金の精査により返還金が生じたものです。

項5、目1社会教育総務費、106ページまでで50万円の減。

106ページ、目2生涯教育推進費10万1,000円の減、目3生涯教育学習費8,000円の減。

107ページ、目4青少年教育費108ページ上段までで35万4,000円の減は、いずれも支出額精査によるものです。

続いて108ページ、目5中央公民館費100万円の減、目7西公民館費38万4,000円の減、109ページ、目8図書館費355万3,000円の減は、人夫賃減が主なものでございます。

続いて110ページ、目9郷土資料館費98万1,000円の減、111ページ、項6、目1保健体育総務費208万2,000円の減は、いずれも支出見込み額精査による減です。

目2学校給食費230万6,000円の減は、112ページ中段の給食援助費の減が主なものです。

目3へき地学校保健管理費161万2,000円の減、113ページ、目4総合スポーツセンター費117万円の減は、いずれも支出精査によるものです。

目5パイロットマラソン大会費270万円の減は、当該事業実施団体に北方領土隣接地域振興特別補助金が交付されたため、町補助金の一部を減額したものです。

続いて114ページ、款13給与費、項1、目1給与費1,674万5,000円の減は、給料及び職員手当の支出見込み額精査によるものです。

以上で、歳出の内容説明を終わります。

次に、給与費明細書です。115ページをお開きください。

補正予算給与費明細書で、1の特別職ですが、表の下段の比較の欄で御説明いたします。

比較の計の欄で職員数は、その他の特別職で25人の減。給与費のうち報酬で260万5,000円の減、給与費計で260万5,000円の減、合計でも260万5,000円の減となるものです。

次に116ページ、2、一般職です。(1)は総括です。上段の表、比較の欄で御説明します。

比較の職員数は2人減で、給与費の給料で990万円の減、職員手当で264万5,000円の減、給与費計で1,254万5,000円の減、合計でも1,254万5,000円の減となるものです。

次の表の職員手当の内訳は、減額した手当の内容となります。

次に117ページ、(2)は給料及び職員手当の増減額の明細で、今回補正する給料と職員手当の内容の説明となります。

(3)は119ページまでで、給料及び職員手当の状況となりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) ここで、10分間、休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。
質疑に入ります。

5番西原議員。

○5番(西原 浩君) 2点ほどお聞きいたします。

1点目は、新規就農者の事業なのですけれども、73ページの新規就農者事業2,400万円、当初予定していたのですけれども、1,125万円ということで約半分ということで、この内容について説明をお願いしたいのが1点目と、2点目が84ページの経済交流事業なのですけれども、これは一般質問でしているのですけれども、関連といたしますか、確認したい点が258万円予算計上して13万4,000円執行していると、その中身についてどのようなことを行ったのかをお聞きいたします。

2点お願いいたします。

○議長(渡邊政吉君) 農政課長。

○農政課長(山崎 茂君) 西原議員の御質問にお答えいたします。

農業振興費であります73ページの新規就農総合支援事業でございますけれども、当初、新規就農者の4戸、そして研修者でございます6組といたしますか、12名について国の補助金をいただける、そういう事業は創設されておりました。

その後、要綱要領等の制定がございまして、その後において実際に支援青年就農総合給付金について経営の開始型ということで、就農してから5年間に限り、そして所得が250万円を超えない場合ということで、対象となる戸数について6戸、この方々については年間の150万円ということで今回、計上しております。

その後今年度の10月以降に就農された方については、その150万円の2分の1ということで3戸が該当しております。このことによりまして1,075万円を減額する内容となっております。

説明については、以上、終わらせていただきます。

○議長(渡邊政吉君) 商工観光課長。

○商工観光課長(大槻祐二君) 次に、経済交流推進事業の補正についての御説明をさせていただきます。

補正後の残額が13万4,000円ということになってございまして、これについて何に使ったのかということでございますが、御承知のとおり二度にわたる中国訪問を考えておりましたが、急な選挙等によりまして、諸事情によりましてやめたという経緯がございます。

そのときに急にやめたものですから、キャンセル料が実は発生してございます。そのキャンセル料について、キャンセル料をこの経費の中から支払ったために残額が13万4,000円、キャンセル料としましては13万3,240円発生しております。それに伴いまして予算残額、補正後の額が残っているという形になってございます。

以上です。

○議長(渡邊政吉君) 西原議員。

○5番(西原 浩君) 二つ目のほうなのですけれども、キャンセル料は国内の料金なのか、国際の料金なのか、どちらのほうでしょうか。

○議長(渡邊政吉君) 商工観光課長。

○商工観光課長(大槻祐二君) お答えいたします。

国内のものが主なものです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第11号

○議長（渡邊政吉君） 日程第8 議案第11号平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 議案第11号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出の保険給付費推計による増額と関係機関からの交付金、納付金、拠出金などの年度内決定通知をもとに歳入歳出予算それぞれ推計精査を行い、予算計上を行ったものでございます。

保険給付については、今年度の11月診療分までは実績値で残り3カ月分については、前年度の給付実績等を加味して最終予算としての推計を行ったものでございます。

その結果、歳入歳出予算の収支では1億611万3,000円の財源不足の数字となりましたので、予算上は一般会計繰入金で対応しているところでございます。

それでは、別冊別海町国民健康保険特別会計補正予算書1ページをお開き願います。

平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,940万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず歳入です。

1款国民健康保険税、1項で82万4,000円の減。

2款国庫支出金、1項と2項で2,775万8,000円の増。

3款療養給付等交付金、1項で73万4,000円の減。

5 款道支出金、1 項と 2 項で 2,197 万 8,000 円の減。

6 款共同事業交付金、1 項で 4,997 万 6,000 円の増。

7 款繰入金、1 項で 8,722 万 5,000 円の増。

8 款繰越金、1 項で 338 万 2,000 円の増。

9 款諸収入、3 項で 5,660 万 5,000 円の減。

歳入合計で 8,820 万円を増額し、24 億 9,940 万円とするものでございます。

次に、3 ページの歳出です。

1 款総務費、1 項から 4 項合わせて 198 万 6,000 円の減。

2 款保険給付費、1 項と 2 項で 7,390 万円の増。

7 款共同事業拠出金、1 項で 580 万 1,000 円の減。

8 款保健事業費、1 項と 2 項で 609 万 4,000 円の減。

9 款諸支出金、1 項で 2,818 万 1,000 円の増。

歳出合計で 8,820 万円を増額し、24 億 9,940 万円とするものでございます。

次の事項別明細書、1 の総括については省略させていただきまして、7 ページの歳入から説明いたします。7 ページをお開き願います。

2 の歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 98 万 9,000 円の減。

2 目退職被保険者等国民健康保険税 16 万 5,000 円の増。これはいずれも、本年度の収納状況から試算を行いそれぞれ増減するものでございます。

8 ページです。

2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 2,340 万 4,000 円の増。これは、療養給付費等負担金の確定見込みにより増額するものでございます。

2 目高額医療費共同事業負担金 175 万 2,000 円の減。これは歳出の高額医療費町道事業費拠出金の決定により試算を行い、減額するものでございます。

3 目特定健康診査等負担金 141 万 8,000 円の増。これは負担金の年度内決定により増額するものでございます。

2 項 1 目財政調整交付金 465 万 8,000 円の増。これは同じく交付金の年度内決定により増額するものです。

2 目出産育児一時金補助金 3 万円の増。これも年度内決定による増額でございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 73 万 4,000 円の減、これは本年度の 1 期から 9 期までに交付された実績から、残りの 3 期分を試算して減額するものでございます。

9 ページです。

5 款道支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 175 万 2,000 円の減。これは支出の高額医療費共同事業の拠出金の決定により試算を行い減額するものでございます。

2 目特定健康診査等負担金 141 万 8,000 円の増。これは負担金の年度内決定によるものでございます。

2 項 1 目財政調整交付金 2,164 万 4,000 円の減。これは、共同事業の拠出金を交付金の差が拠出金の 3%を超えた場合に交付対象となりますけれども、財政調整交付金が本年度は交付金と拠出金の決定によりまして 3%を超えないため、計上していた 2,164 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に 6 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 1,431 万 3,000 円

の増。

2目保険財政共同安定化事業交付金3,566万3,000円の増。いずれも交付金の年度内決定による増額でございます。

次に、10ページをお開き願います。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金8,722万5,000円の増。これは各種繰入金の精査によるそれぞれの繰入金増減と冒頭に申しあげました本補正予算で見込まれる不足財源の1億611万3,000円を国保財政の健全化対策として、その他一般会計繰入金の中に計上したものでございます。

次に、8款繰越金、1項1目その他繰越金338万2,000円の増。これは前年度決算の余剰金の繰越金でございます。

11ページです。9款諸収入、3項1目一般被保険者第三者納付金586万2,000円の増。これは、第三者行為にかかる損害賠償金でございます。

3目一般被保険者返納金8,000円の増。これは診療分返納金による増でございます。

5目雑入6万2,000円の増。これは老人保健拠出金等の還付金による増でございます。

0目歳入欠かん補填収入6,253万7,000円の減。これは今回の歳入歳出予算の補正の精査において見込まれました不足財源を一般会計から繰り入れしたことにより減額するものでございます。

次に13ページをお開き願います。

3の歳出です。

款項の金額は省略し、目の金額で申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費86万4,000円の減。これはレセプト点検の業務委託料などの執行残の精査により減額するものでございます。

2目連合会負担金1万2,000円の減。これは執行残でございます。

2項1目賦課徴収費24万8,000円の減。これも執行残の精査によるものでございます。

次は、14ページをお開きください。

2目納税奨励費19万9,000円の減。額の決定による執行残でございます。

3項1目運営協議会費44万5,000円の減。これも執行残の精査による減でございます。

4項1目趣旨普及費21万8,000円の減。これも執行残の精査による減でございます。

15ページです。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費5,900万円の増。

2項1目一般被保険者高額療養費1,490万円の増。いずれも本年度の医療費推計による増額でございます。

次に16ページです。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金701万2,000円の減。

2目保険財政共同安定化事業拠出金121万1,000円の増。いずれも拠出金額の決定による増減でございます。

17ページです。8款保健事業費、1項1目健康増進指導事業費8万5,000円の減。これは執行残の精査によるものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費600万9,000円の減。これは健診等の委託料の執行残の精査による減額でございます。

次に18ページです。

9款諸支出金、1項3目償還金2,818万1,000円の増。これは平成23年度に概算交付された療養給付費負担金等の決定によりまして、超過交付金を返還金として増額するものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書でございます。

1、特別職です。これは、国保の運営協議会委員でございます。下段の比較の欄で申し上げます。

職員数は補正前と変更はございません。給与費の報酬で19万4,000円の減、共済費はありませんので、合計でも19万4,000円の減額でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第11号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第12号

○議長（渡邊政吉君） 日程第9 議案第12号平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第12号平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

補正第2号の1ページをごらんください。

平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,770万円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ5億1,250万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

1款分担金及び負担金、1項で124万6,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項2項合わせて53万5,000円の減。

3款国庫支出金、1項で660万円の減。

4款繰入金、1項で469万2,000円の減。

5款繰越金、1項で18万1,000円の増。

6款諸収入、1項で70万円の減。

7款町債、1項で660万円の減。

歳入合計で1,770万円を減額し、5億1,250万円とするものであります。

4ページをごらんください。

歳出です。

1款総務費、補正額ゼロ円。目間での補正増減が同額であることから、補正額ゼロ円となっております。

2款下水道施設費、1項で1,410万9,000円の減。

3款集落排水施設費、1項2項合わせて434万3,000円の減。

5款給与費、1項で75万2,000円の増。

歳出合計で1,770万円を減額し、5億1,250万円とするものであります。

次に、5ページになります。

第2表、債務負担行為補正の廃止です。

平成24年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償と別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、平成24年度融資分、この2項目について借り入れる方がいなかったことによる廃止です。

6ページをごらんください。

第3表、地方債補正の変更です。変更内容のみの説明といたします。起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額1,990万円を660万円減額し、1,330万円とするものであります。

次の7ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括については説明を省略をいたします。

9ページをごらんください。

2、歳入です。

1款1項1目下水道事業費分担金124万6,000円の増。決算見込みによる増額です。

2款1項1目使用料54万2,000円の減。2項1目手数料7,000円の増。いずれも決算見込みによる増減です。

3款1項1目下水道施設費補助金660万円の減、補助事業費確定による減額です。

10ページをごらんください。

4款1項1目繰入金469万2,000円の減、精査による減額です。

5款1項1目繰越金18万1,000円の増。前年度繰越金確定による増額です。

0款0項0目貸付金収入70万円の減。借入人がいなかったことによる増額であります。科目廃款となります。

11ページになります。

7款1項1目下水道施設債660万円の減、町債確定による減額です。

13ページをごらんください。

3、歳出です。

1款1項1目一般管理費70万円の増、精査及び執行残です。

0目水洗化普及費70万円の減。借り入れる人がいなかったことによる減額です。科目については廃目です。

14ページをごらんください。

2款1項1目処理場費18万1,000円の減。

2目管渠維持費150万円の減。

3目施設整備費1,242万8,000円の減。

1目から3目精査及び執行残です。

15ページになります。

3款1項1目処理場費16万8,000円の増。精査による増額です。

3目施設整備費154万3,000円の減。執行残です。

2項1目処理場費280万8,000円の減。精査及び執行残です。

3目施設整備費16万円の減。精査による減額です。

16ページをごらんください。

5款1項1目給与費75万2,000円の増、精査による増額です。

17ページをごらんください。

補正予算給与費明細書です。

1、一般職。(1)総括。下段の比較欄で説明をいたします。

職員数、1名の増。給与の増減はありません。

職員手当、26万2,000円の増。

共済費、49万円の増。

合計で75万2,000円を増額し、上段補正の右側になります、2,776万3,000円とするものであります。

以下、19ページまで説明を省略させていただきます。

以上で、議案第12号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第12号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第13号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第13号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（岡田一芳君） それでは、議案第13号の内容説明をいたします。

別冊の平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,910万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,480万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

1款介護サービス費、1項で1,319万4,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項、2項で478万1,000円の減。

3款国庫支出金、1項で11万円の減。

5款繰入金、1項で220万円の減。

7款諸収入、1項、2項で118万5,000円の増。

歳入合計で、1,910万円を減額し、8億9,480万円とするものでございます。

続いて歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で1,084万6,000円の減。

3款給与費、1項で825万4,000円の減。

歳出合計で、1,910万円を減額し、8億9,480万円とするものでございます。

次の、歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括につきましては説明を省略させていただきます。5ページの歳入から御説明を申し上げます。5ページをごらんください。

款項の金額につきましては、説明を省略いたしまして目の金額で説明を申し上げます。

1款介護サービス費、1項1目施設介護サービス費1,534万2,000円の減は、特別養護老人ホームで利用者数の増加があったものの、介護報酬改定に伴い減額になったこ

とと、老人保健施設の利用者の減少などによる補正となっております。

2目居宅介護サービス費214万8,000円の増は、特別養護老人ホームの短期入所者数は減少しましたが、老人保健施設の短期入所者数の増とデイサービスの介護報酬改定に伴う区分変更などによる増、訪問看護利用者の増によるものとなっております。

次に6ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目施設介護サービス使用料366万8,000円の減は、特別養護老人ホームの利用者の増と老人保健施設の入所者数の減によるものです。

2目居宅介護サービス使用料7万6,000円の増は、特別養護老人ホームの短期入所者の減と老人保健施設の短期入所者の増による補正となっております。

3目介護施設使用料1万3,000円は、別海病院の院内保育所建設に伴いまして、建設当時の現場事務所や資材置き場としてデイサービスセンターの用地を使用したことにより行政財産使用料であります。

2項1目居宅サービス手数料120万2,000円の減は、訪問看護のうち介護保険利用者数はふえたものの、医療保険利用者の減が主なものとなっております。

次に7ページです。

3款国庫支出金、1項1目介護サービス事業費補助金11万円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の完了による補助金の減額となっております。

5款繰入金、1項1目繰入金220万円の減は、歳出予算に対する歳入予算超過分を減額補正するものであります。

次に、8ページをお開きください。

7款諸収入、1項1目介護サービス事業受託収入109万8,000円の増は、閉じこもり予防支援事業によるデイサービスセンターの利用者の増によるものです。

2項1目雑入8万7,000円の増は、訪問看護ステーション公用車の損害共済金と札幌医大医療実習受け入れ時の謝金であります。

次に、歳出であります。9ページをお開きください。

1款介護サービス事業費、1項1目老人保健施設費616万4,000円の減は、入所者等の利用者が減少によるもののほか、老人保健施設設備事業費の確定及び執行残、また施設運営管理経費の支出見込みの精査などによる補正となっております。

次に10ページ、下段です。

2目特別養護老人ホーム費360万1,000円の減は、臨時職員の減及び施設運営管理経費の執行残、支出見込みの精査などによる減額補正です。

次に11ページ下段になります。

3目デイサービスセンター費72万6,000円の減は、施設運営管理経費の執行残や支出見込みの精査ということになっております。

13ページ下段です。

4目訪問看護費35万5,000円の減は、自動車導入事業リース料の執行残です。

14ページをお開きください。

3款給与費、1項1目給与費825万4,000円の減は、支出見込みの精査による減額補正です。

次に17ページをお開きください。

補正予算給与費明細書でございます。

1、一般職。

(1) 総括。表の下段の比較の欄で御説明を申し上げます。
職員数は1名減で、訪問看護ステーションの看護師の減であります。
給与費の給料で421万8,000円の減、職員手当等で257万6,000円の減。
共済費で78万円の減。
合計で757万4,000円の減額となっております。
次の、職員手当の内訳以降につきましては、説明を省略させていただきます。
以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第14号

○議長（渡邊政吉君） 日程第11 議案第14号平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） 議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,060万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず歳入です。

3款国庫支出金、1項で2,051万7,000円の減。

4款支払基金交付金、1項で3,005万8,000円の減。

5款道支出金、1項で2,316万7,000円の減。

9 款諸収入、2 項で4 万2,000 円の増。

歳入合計で、7,370 万円を減額し、8 億6,060 万円とするものです。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

2 款保険給付費、1 項で7,370 万円の減。

歳出合計で、7,370 万円を減額し、8 億6,060 万円とするものです。

次の事項別明細書の1、総括については、説明を省略いたしまして、7 ページの歳入から説明をいたします。

7 ページをお開きください。

款項の金額につきましては省略いたしまして、目の金額で説明をいたします。

3 款国庫支出金、1 項1 目介護給付費負担金2,051 万7,000 円の減。介護給付費の減によるものです。

4 款支払基金交付金、1 項1 目介護給付費交付金3,005 万8,000 円の減。同じく介護給付費の減によるものです。

8 ページをお開きください。

5 款道支出金、1 項1 目介護給付費負担金2,316 万7,000 円の減。介護給付費の減によるものです。

9 款諸収入、2 項1 目雑入4 万2,000 円の増。社会保険料の増によるものです。

次に、9 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費5 万円の減。執行残の精査によるものです。

3 項、2 目認定調査費5 万円の増。社会保険料の増額と執行残の精査による減額です。

10 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項1 目介護サービス費8,170 万円の減。11 月分までの介護サービス給付費の実績によりまして、今後の支出見込みを推計し、減額をするものです。

2 目予防サービス費800 万円の増。同じく11 月分までの実績によりまして、今後の支出見込みを推計いたしましての増額となります。

以上で、議案第14 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第14 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第15号

○議長（渡邊政吉君） 日程第12 議案第15号平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 議案第15号の内容説明をいたします。

別冊の別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書、1ページをお開き願います。

平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,890万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で112万1,000円の減。

2款広域連合支出金、1項で12万7,000円の増。

3款繰入金、1項で180万6,000円の減。

歳入合計で280万円を減額し、1億3,890万円とするものでございます。

歳出です。

1款総務費、1項と2項で77万1,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で202万9,000円の減。

歳出合計で280万円を減額し、1億3,890万円とするものでございます。

次の、事項別明細書、1の総括は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明いたします。7ページをお開き願います。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で申し上げます。

2の歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項2目普通徴収保険料112万1,000円の減。これは、後期高齢者医療保険料につきましては、本年1月末現在の調定額をもとに減額するものでございます。

2款広域連合支出金、1項1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金12万7,000円の増。これにつきましては、市町村が実施する制度周知等の広報事業に対する交付金で、市町村の経費的負担を軽減し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的に特例交付金として交付されるものでございます。

次に8ページです。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金180万6,000円の減。これは、広域連合事務費負担金の確定に伴う繰入金63万6,000円の減と、町の事務費執行残の精査による繰入金154万円の減。それから保険基盤安定繰入金、37万円の増、これは保険料軽減の道負担分4分の3と町負担分4分の1の額の確定による増額でございます。

次に、9ページの歳出に入ります。

3の歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費44万円の減。これは旅費、需要費、役務費の執行残の精査による減額でございまして、先ほど歳入で申しました広報事業にかかる経費が臨時特例交付金の対象となりましたので、広報紙掲載に応じた経費を一般会計繰出金として増額するものでございます。

次に、2項1目徴収費33万1,000円の減。これは執行残の精査によるものでございます。

10ページです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、2項1目後期高齢者医療広域連合納付金202万9,000円の減。これは、広域連合に納付するそれぞれの負担金の増減でございしますが、事務費負担金、保険基盤安定負担金につきましては確定によるもので、保険料負担金については見込みによる減額でございます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第15号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第16号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第16号平成24年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（佐藤一彦君） 議案第16号町立別海病院事業会計補正予算について御説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

平成24年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

今回の補正は、ことし1月までの実績により今年度の医業収益の減少、それに伴い一般会計からの繰入金増額、医薬材料費、光熱水費など医業費用の減額と医療機械器具の購入を精査しての資本的収入・支出の減額補正を行うものであります。

第1条、総則。

平成24年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

1、病床数。

（1）一般病床。15床減で83床。新病院の開設に伴う病床数の変更です。

2、年間患者数。

（2）外来。7,787人増で、6万8,980人。

3、1日平均患者数。

（2）外来。30人増で283人。

4、主要な建設改良事業。

（1）町立別海病院整備事業、38万4,000円減で、1億6,821万6,000円。

（2）医療機械器具購入事業。4,475万9,000円減で、2億4,212万円。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

1款1項医業収益、7,599万4,000円減で、10億789万1,000円。

2項医業外収益、3,285万5,000円増で、8億3,477万8,000円。

1款病院事業収益合計で19億1,566万6,000円。

次に支出。

1款1項医業費用、2,441万円減で、23億218万9,000円。

2項医業外費用、216万3,000円減で、5,152万7,000円。

1款病院事業費用合計で24億7,787万8,000円。

続きまして、2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額、4,643万5,000円は過年度分損益勘定留保資金4,643万5,000円で補填するものとする。

1款1項企業債、7,880万円減で、2億4,790万円。

2項出資金、1,735万4,000円増で、2億1,206万2,000円。

3項補助金、180万円減で、1億2,151万3,000円。

1款資本的収入合計で5億8,147万5,000円。

続いて支出。

1款1項建設改良費、4,498万4,000円減で、4億1,049万5,000円。

3項補助金返還金、45万2,000円減で、3,154万8,000円。

1款資本的支出合計で6億2,791万円。

第5条企業債。

予算第5条の起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的。

町立別海病院整備事業、1億6,590万円を180万円減して、1億6,410万円とする。

医療機械器具購入費事業、1億6,080万円を7,700万円減して、8,380万円とし、合計で2億4,790万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じです。

続きまして3ページです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおりに改める。

(1) 職員給与費。

1,340万7,000円増で、11億6,719万8,000円。

第7条、他会計からの補助金、予算第8条に掲げる金額を次のとおりに改める。

繰り出し基準に基づく経費の1から6について精査して、次のとおりに改めています。

第8条、棚卸し資産の購入限度額。予算第9条中、2億2,199万円を1億8,845万2,000円に改める。材料費の減額に伴うものです。

続きまして、補正予算に関する説明書です。

最初に、11ページをお開き願います。

補正予算実施計画説明書。

収益的収入及び支出。先ほど款、項で説明いたしましたので、目で説明いたします。

1款1項1目入院収益6,643万円減で、4億4,128万5,000円。入院患者1日当たりの単価の減少によるものです。

2目外来収益532万5,000円減で、3億8,622万6,000円。尾岱沼診療所の収益減が見込まれるものです。

3目その他医業収益423万9,000円減で、1億8,038万円。妊婦健診など公衆衛生活動収益の減によるものです。

2項医業外収益、1目受取利息配当金9万円減で、1万円。

2目他会計補助金402万3,000円増で、7,828万6,000円。医師派遣に要する経費等の増です。

3目補助金15万9,000円増で、70万6,000円。院内保育園運営補助金の増です。

4目負担金交付金2,876万3,000円増で、7億4,208万2,000円。医療職員確保に要する経費の増分です。

続きまして12ページをお開き願います。

1款1項1目給与費、1,340万7,000円増で、11億7,078万6,000円。主に出張医師にかかる報酬の増です。

2目材料費3,353万8,000円減で、1億9,300万6,000円。薬品、診療材料費それぞれ減額したものです。

3目経費2,095万1,000円減で、3億6,143万4,000円。光熱水費など、今後、支出予定を精査したものです。

4目減価償却費1,454万4,000円増で、1億712万7,000円。

5目資産減耗費3,302万1,000円増で、4億6,435万2,000円。

6目研究研修費89万3,000円減で、548万4,000円。

2項医業外費用、1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費68万3,000円減で、4,205万4,000円。

2目雑損失148万円減で、560万8,000円。

続きまして13ページ、資本的収入及び支出。

収入。

1款1項1目企業債7,880万円減で、2億4,790万円。医療機器購入費執行残、それと一部医療機器購入を取りやめたことによるものです。

2項1目他会計出資金1,735万4,000円増で、2億1,206万2,000円。

3項1目補助金180万円減で、1億2,151万3,000円。地域医療機関連携強化事業補助金の180万円です。

続きまして、支出。

1款1項2目構築物建設事業費38万3,000円減で、1億6,621万7,000円。外構工事等の執行残です。

3目資産購入費4,460万1,000円減で、2億4,427万8,000円。情報機器システム設計委託料及び医療機器機械購入の執行残です。

3項補助金返還金、1目補助金返還金45万2,000円減で、3,154万8,000円。旧病院の解体に伴う補助金の返還の確定によるものです。

続きまして7ページをお開き願います。

事業会計資金計画です。補正予定額及び合計で申し上げます。

受け入れ資金6,623万3,000円減で、33億7,735万9,000円。

支払い資金2,681万2,000円減で、32億5,006万2,000円。

差し引き3,942万1,000円減で、1億2,729万7,000円となっています。

この1億2,729万7,000円が10ページに載せております、10ページの予定貸借対象表の2の流動資産、現金預金の1億2,729万7,000円となります。

なお、給与費明細書、事業予定損益計算書及び事業予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、町立別海病院事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第16号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第17号

○議長（渡邊政吉君） 日程第14 議案第17号平成24年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第17号平成24年度別海町水道事業会計補正予算について説明をいたします。

補正第3号の1ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

平成24年度別海町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益は、第1項営業収益で749万3,000円の増。

第2項営業外収益で256万3,000円を増額し7億911万8,000円とするものであります。

支出です。

第1款水道事業費用は、第1項営業費用で1,455万8,000円の減、第2項営業外費用で183万1,000円を増額し、4億9,116万8,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額、3億1,701万2,000円は、減債積立金1億3,076万6,000円、当年度分、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額827万3,000円、過年度分損益勘定留保資金、1億7,797万3,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入は、第1項工事負担金で685万6,000円を減額し、278万4,000円とするものであります。

次、支出です。

第1款資本的支出は第1項建設改良費で1,450万3,000円を減額し、3億1,979万6,000円とするものであります。

次に、2ページになります。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費を56万8,000円増額して、6,326万5,000円。

2号、交際費を5万円減額してゼロ円に改めるものであります。

第5条、棚卸し資産購入限度額。

棚卸し資産の購入限度額、1,565万7,000円を1,220万円に改める。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のための項間の流

用ができるものとする。

次の3ページ、4ページの平成24年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は省略させていただきます。

次に、11ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

さきに款項について説明いたしましたので、目で説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入です。

1款1項1目給水収益756万8,000円の増。決算見込みによる増額であります。

2目受託工事収益57万2,000円の減。移設工事確定による減額であります。

3目その他の営業収益49万7,000円の増。決算見込みによる増額であります。

2項1目受け取り利息及び配当金46万7,000円の増。

2目負担金124万3,000円の増、3目雑収益85万3,000円の増。いずれも決算見込みによる増額であります。

12ページをごらんください。

支出です。

1款1項1目原水及び浄水費162万7,000円の減。精査及び執行残による減額であります。

2目配水及び給水費440万8,000円の減。精査及び執行残による減額であります。

3目受託工事費505万円の減。移設工事確定及び執行残による減額であります。

次、13ページになります。

4目総係費129万3,000円の減。精査及び執行残による減額であります。

5目減価償却費414万9,000円の減。精査による減額であります。

6目資産減耗費196万9,000円の増。精査による増額であります。

2項3目消費税及び地方消費税183万1,000円の増。精査による増額であります。

14ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入です。

1款1項1目工事負担金685万6,000円の減。移設工事確定による減額であります。

支出です。

1款1項1目事務費5万9,000円の増。精査による増額であります。

2目施設費919万4,000円の減。3目量水器設置費233万1,000円の減。4目固定資産購入費303万7,000円の減。いずれも執行残による減額であります。

戻りまして5ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計資金計画です。

区分の受け入れ資金、既決予定額、34億8,648万7,000円を314万8,000円増額し、34億8,963万5,000円とするものであります。

項目については省略いたします。

中段になります。

支払い資金、既決予定額、6億7,360万5,000円を1,775万7,000円減額し、6億5,584万8,000円とするものであります。

同じく項目については省略いたします。

差し引きで、既決予定額 2 億 1, 2 8 8 万 2, 0 0 0 円を 2, 0 9 0 万 5, 0 0 0 円を増額し、2 億 3, 3 7 8 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

この金額が年度末の現金預金の予定額であります。

6 ページをごらんください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

下段の比較、合計欄で説明をいたします。

職員数の増減はありません。

給料で、3 万 6, 0 0 0 円の増、手当で 7 万 8, 0 0 0 円の増、法定福利費で 4 5 万 4, 0 0 0 円を増額し、上段補正後の合計額を 6, 3 2 6 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

以下、8 ページまで説明を省略させていただきます。

次に、9 ページをごらんください。

平成 2 4 年度別海町水道事業予定損益計算書です。

最下段をごらんください。

当年度純利益の見込み額です。2 億 9 6 7 万 7, 0 0 0 円となる予定でございます。

次の 1 0 ページ、平成 2 4 年度水道事業予定貸借対照表については、省略をさせていただきます。

以上で、議案第 1 7 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 7 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 4 3 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 1 5 議案第 4 3 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第 4 3 号の内容を御説明いたします。

議案の 2 5 7 ページをお開きください。

議案第 4 3 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事との協議の上、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第9項の規定により総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、変更するのは美原、中春別及び本別海の三つの辺地です。258ページから順次、御説明いたします。

まず、美原辺地総合整備計画です。

美原辺地の総合整備計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、産業農林道施設美原東地区農道整備事業外1事業のうち、三原東地区農道整備事業費の増額により、事業費5,118万円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を2億2,258万円、財源内訳は特定財源を1億7,249万9,000円、一般財源を5,008万1,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,140万円追加して、4,980万円とするものです。

変更後の事業費合計は、2億2,258万円となります。

次に、259ページをお開きください。

中春別辺地総合整備計画です。

中春別辺地の総合整備計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間で、今回は第4次の変更です。

変更の内容は、平成25年度予定の中春別福祉館改築事業にかかる起債を、辺地対策事業債に求めるため、整備計画施設名に集会施設を追加し、地域集会施設改築事業の事業費を1億1,000万円追加するものです。

財源内訳は、特定財源を7,400万円、一般財源を3,600万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3,500万円とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は9億9,244万6,000円となります。

続いて260ページ、本別海辺地総合整備計画です。

本別海辺地の総合整備計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、今年度事業の桜ヶ丘地区農道整備事業にかかる起債を辺地対策債に求めるため、整備計画施設名に産業農林道を追加し、桜ヶ丘地区農道整備事業の事業費を3,566万円追加するものです。

財源内訳は、特定財源を2,763万6,000円、一般財源を802万4,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を560万円とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は、3億8,968万9,000円となります。

以上で、議案第43号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第43号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 選挙第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 選挙第1号別海町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、現委員及び補充員が3月18日で任期満了となることに伴い、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、選挙するものであります。

ここでお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員に、高崎好藏さん、鎌田敦子さん、永野英俊さん、廣島朋子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高崎好藏さん、鎌田敦子さん、永野英俊さん、廣島朋子さんが、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員には次の方を指名いたします。

第1位順位、松川進さん、第2位順位、三原眞佐子さん、第3位順位、阿部隆美さん、第4位順位、櫻井弘さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の補充員の当選人とすることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第1位順位、松川進さん、第2位順位、三原眞佐子さん、第3順位、阿部隆美さん、第4順位、櫻井弘さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎日程第17 報告第3号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第17 報告第3号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

なお本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長(河嶋田鶴枝君) 報告第3号の内容を御説明いたします。

議案264ページをお開きください。

報告第3号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年2月12日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成24年6月22日、議案第52号により議決を経て締結、平成24年10月22日専決処分した富岡西地区農道三代橋架けかえ工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、1億1,051万2,500円、うち消費税及び地方消費税額526万2,500円を1億1,097万4,500円、うち消費税及び地方消費税額528万4,500円に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去など概数の確定などにより46万2,000円増額となったものです。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) ここでお諮りします。

ただいま町長から、議案第45号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2 として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号を日程に追加し、追加日程第2 として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第45号

○議長（渡邊政吉君） それでは、追加日程第2 議案第45号……

それでは、今、資料を配りますので、暫時休憩します。

午後 3時55分 休憩

午後 3時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第2 議案第45号平成24年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） それでは、議案第45号の内容を御説明いたします。

追加提出しました補正の内容は、午前中、町長からも議案説明の中で御説明しましたが、3月1日からの暴風雪により除雪経費の残高が数百万円となり、今後、不足が生じる見込みにより、さらなる増額が必要となったこと。また、国の補正前倒し対象事業の一部に繰り越し事業費の増額及び国庫補助金の増額が今週に入り通知されたことから、除雪費とあわせて補正を行うものです。

別冊の別海町一般会計補正予算書（補正第8号）の1ページをお開きください。

平成24年度別海町一般会計補正予算（第8号）。

平成24年度別海町一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億3,830万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

地方自治法第213条1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

14款国庫支出金、2項で4,400万円の増。

18款繰入金、1項で4,240万円の増。

21款町債、1項で4,400万円の減。

歳入合計で4,240万円を追加し、補正後の予算額を157億3,830万円とするものです。

次に、歳出で6款農林水産業費、4項で240万円の増。

8款土木費、2項で4,000万円の増。

歳出合計で4,240万円を追加し、補正後の予算額を157億3,830万円とするものです。

次に3ページ。第2表繰越明許費補正は、変更1件で6款農林水産業費、4項水産業

費、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業、尾岱沼漁港の整備は、道が事業主体となり整備事業を行っておりますが、国の補正前倒し事業の対象となり、繰り越しを行うものですが、今週になり道から事業費の増額が示されたことにより、補正前の金額403万3,000円に240万円を追加し、補正後の金額を643万3,000円とするものです。

次に、第3表地方債補正は、変更2件で、いずれも国、補正前倒し対象により繰り越しを行う事業の起債で、国の交付金を追加する旨の通知が今週になり示されたことから、中春別中学校耐震改修事業の起債を4,390万円減額し、補正後の限度額を1億370万円に、小学校校舎等改修事業として、中春別小学校の避難階段設置工事で10万円減額し、限度額を360万円とするものです。

合計で、補正前限度額15億7,457万6,000円から、4,400万円を減額し、補正後の限度額を15億3,057万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1の総括は省略し、歳入から御説明いたします。7ページをお開きください。

2、歳入。

款14国庫支出金、項2、目5教育費国庫補助金4,400万円の増は、小学校費と中学校費の学校施設環境改善交付金の増です。

款18繰入金、項1、目1財政調整基金繰入金4,240万円の増は、今回の補正に伴う財源として財政調整基金から繰り入れするものです。

この繰り入れにより、財政調整基金の予算上の残高は23億8,800万円となります。

次に、8ページ。

款21町債、項1、目5教育債4,400万円の減は、中学校債と小学校債、国庫補助金の増額により校舎等整備事業債の減です。

以上で、歳入を終わり、続いて歳出です。

9ページをお開きください。

3、歳出です。

款6農林水産業費、項4、目2水産業振興費240万円の増は、漁港改修事業負担金で繰り越し事業費の増額です。

款8土木費、項2、目2道路維持費4,000万円の増は、今後の除雪費に不足が見込まれるため、除雪業務委託料を増するものです。

今回の補正により、除雪業務委託料の予算は2億円となるものです。

以上で、議案第45号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

なお、別冊予算資料（補正第8号）につきましては、説明を省略させていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(渡邊政吉君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前10時から本会議を行います。

どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 4時06分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員